

令和 5 年度 第 1 回 都市計画審議会常務委員会

都市計画マスタープラン及び 立地適正化計画の改定骨子案について

■共通

1. 改定の方向性（前回審議会資料より） … 1 - 6

■都市計画マスタープラン

2. 全体構成案 … 7 - 10

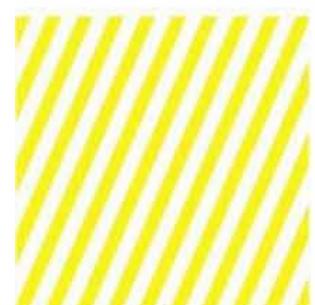
3. 各章の改定の方向 … 11-19

■立地適正化計画

4. 全体構成案 … 20

5. 防災指針の検討 … 21-29

次なる
茨木へ。



令和 5 年 5 月 22 日

共通

1.改定の方向性 (前回審議会資料より)

共通

1.改定の方向性（前回審議会資料より）

共通

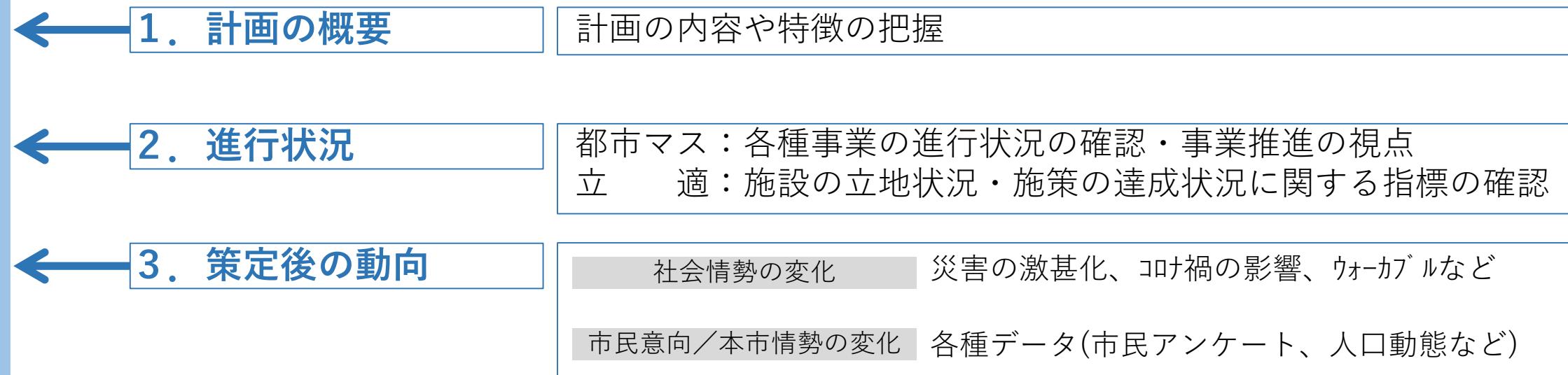
都市計画マスタープラン

- 都市の将来像と実現の方針や施策を示す都市計画法第18条の2第1項の規定に基づく「市の都市計画に関する基本的な方針」。
- 平成27年3月策定・令和2年3月中間見直し → 策定から10年を迎える令和6年度末に改定を予定。

立地適正化計画

- 人口減少・少子高齢化社会の到来を踏まえ、持続可能な都市の実現に向け、住宅と生活を支える施設の集約化を図るため、都市再生特別措置法に基づき定める計画。
- 平成31年3月策定・令和2年2月変更 → 都市計画マスタープランの改定に合わせて、中間見直しを予定。

現行計画



課題整理・まとめ

現行計画の確認・検証を行い、課題と計画に反映が必要なことを整理する。

改定の方向性

両計画の改定等の方向性を示す。
→令和4年度第2回審議会（令和5年1月26日開催）にて提示

改定骨子案

課題整理・改定の方向性を踏まえた
全体構成案と各章の改定の方向等を示す。

→今回提示する内容

1.改定の方向性（前回審議会資料より）

共通

都市計画マスタープラン（H27.3策定、R2.3中間見直し）

計画の構成

- 『第1章 市民が考えるまちの姿』、『第2章 都市づくりプラン』、『第3章 都市づくりとまちづくりの進め方』で構成し、市民の意向を随所に反映。

キャッチフレーズ

ひとも じんりき
人持ちでつながる「人カタウン」茨木

市民が考えるまちの姿

- キャッチフレーズに基づき、市民が考えるまちの姿をテーマごとに設定

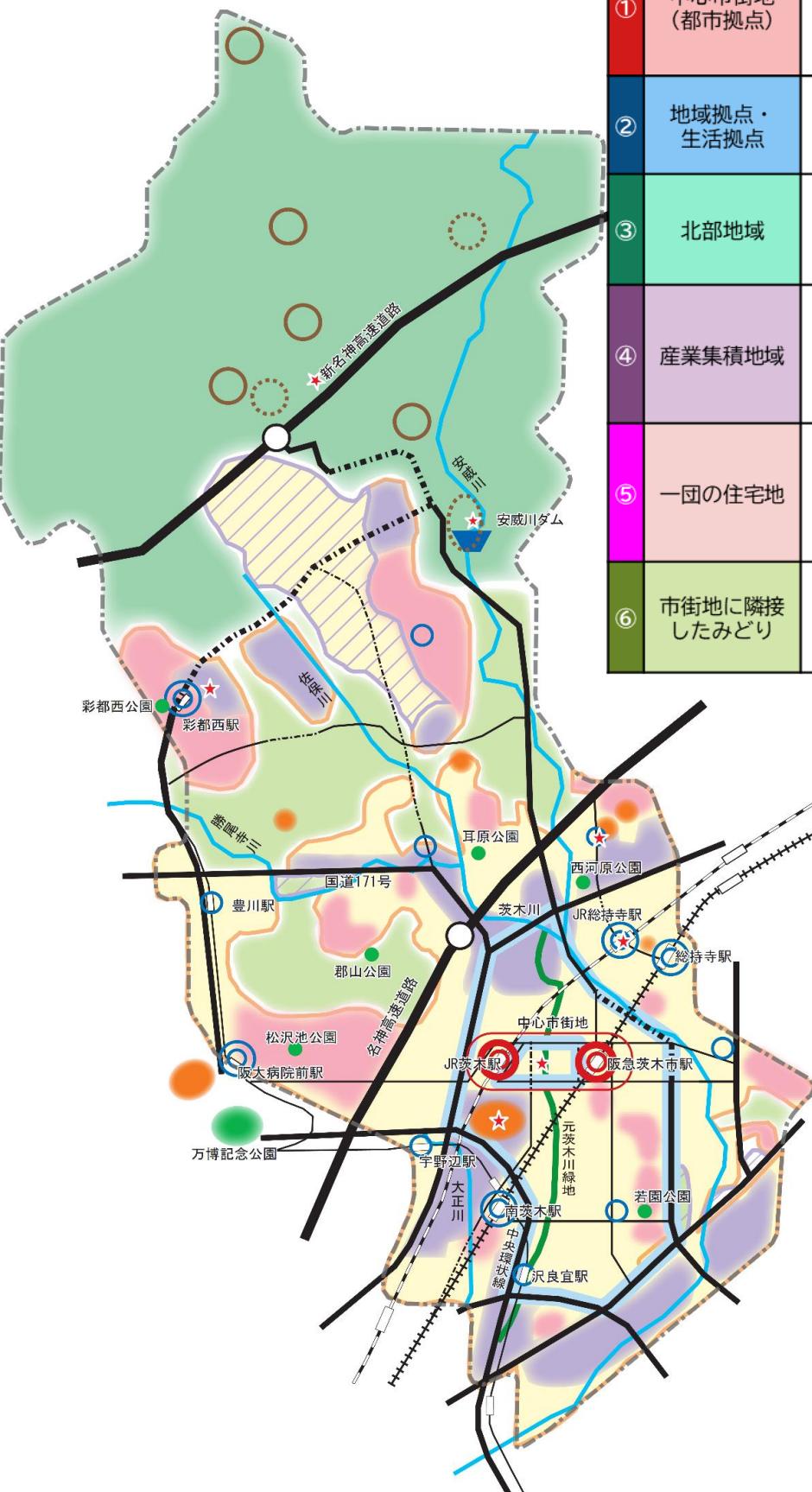
- ①人が育ち、人を育てるまち、②挨拶があふれるまち、③「人持ちになろう」が合言葉のまち
- ④たのしく散歩ができるまち、⑤夢に向かってチャレンジができるまち、⑥色々なくらしかできるまち
- ⑦なりわいを大切にするまち、⑧地元で循環するまち、⑨茨木の工工もんを育むまち
- ⑩身近な自然を守り、使い、育てるまち、⑪人に優しい交通システムを取り入れるまち
- ⑫今あるものを工夫して活かすまち、⑬もしもの時の備えができているまち

都市づくりプラン

- 市民が考えるまちの姿の実現に向けて『13の都市づくりプラン』と『展開方針』を設定

都市づくりプラン	展開方針
① 広域的な機能とネットワークを担う都市基盤施設等の整備を進める	1. 広域的なネットワークづくり 2. 広域に影響・効果を与える施設立地の検討
② 無秩序な開発を抑制し、計画的な市街地整備を進める	1. 計画的な市街地整備 2. 社会情勢に応じた都市づくり
③ 既存ストックの有効活用を進める	1. 既存公共施設の効率的な管理・運営 2. 既存ストックの有効活用
④ 暮らしの安全・安心を確保する	1. 災害に強い都市づくり 2. 避難所、避難路の整備 3. 建築物の耐震化促進 4. 防犯・防災対策によるまちの安全性の確保 5. 誰にもやさしい都市づくり
⑤ 良好でうるおいのある住環境の形成を進める	1. 良好な環境の住宅地形成 2. 緑地等を活かしたまちづくり
⑥ 多様な暮らしを支える住宅をつくり、住み継ぐ	1. 誰もが安心して暮らすことのできる多様な住宅供給 2. 長期にわたって住宅を活用していくための制度普及等
⑦ 都市の活力を高める産業を創り、守り育てる	1. 企業立地の促進 2. 北大阪のライフサイエンス拠点づくり 3. 産官学連携によるまちづくり 4. 誰もが訪れたくなる中心市街地の形成
⑧ 暮らしを支える「拠点」を活性化する	1. 駅周辺における拠点づくり 2. 駅周辺における駅点づくり 3. 総持寺周辺における拠点づくり 4. 駅周辺における駐車場・駐輪場の整備 5. 市民の生活を支える身近な生活拠点の維持・形成
⑨ 憩いと癒しの空間を守り、つくる	1. 里地や里山、河川等を活かしたまちづくり 2. 北部地域の魅力向上
⑩ まちの資源を活かした個性ある景観の形成を進める	1. 景観計画に基づく景観の保全・創出 2. 本市の個性と魅力を活かした景観まちづくり 3. 景観に関する意識の醸成
⑪ 地域と暮らしを支える交通システムを構築する	1. 総合的な交通政策の推進 2. 公共交通の利便性向上 3. 歩行空間の充実 4. 自転車の利用環境の整備
⑫ 人と環境にやさしい都市づくりを進める	1. 環境負荷低減への取組 2. 低炭素建築物の普及・啓発
⑬ 市民・民間によるまちづくりを進める	1. 市民・民間によるまちづくり

都市構造図



都市構造区分 凡例		
① 中心市街地 (都市拠点)	都市拠点	○
② 地域拠点・生活拠点	地域拠点	○
③ 北部地域	北部地域	○
④ 産業集積地域	産業集積地域	○
⑤ 一団の住宅地	一団の住宅地	○
⑥ 市街地に隣接したみどり	市街地に隣接したみどり	○

都市構造区分 凡例		
① 中心市街地 (都市拠点)	都市拠点	○
② 地域拠点・生活拠点	地域拠点	○
③ 北部地域	北部地域	○
④ 産業集積地域	産業集積地域	○
⑤ 一団の住宅地	一団の住宅地	○
⑥ 市街地に隣接したみどり	市街地に隣接したみどり	○

凡 例		
国土幹線道路	計画	■
主要幹線道路	計画	■■■
地域幹線道路	計画	—
環状道路	計画	—
河川	計画	—
市街化区域	計画	□
総合公園・地区公園・緑地	計画	●
大学が立地するエリア	計画	○
本市の魅力・強みを活かす新たな拠点	計画	★

1.改定の方向性（前回審議会資料より）

立地適正化計画（H31.3策定）

考え方と基本方針

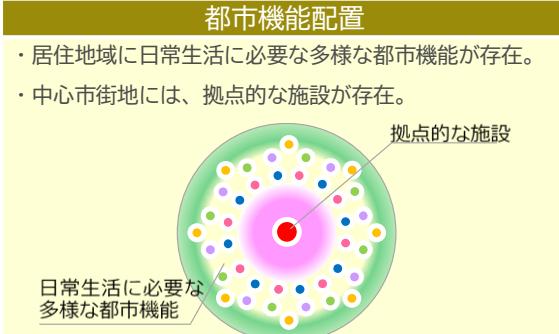
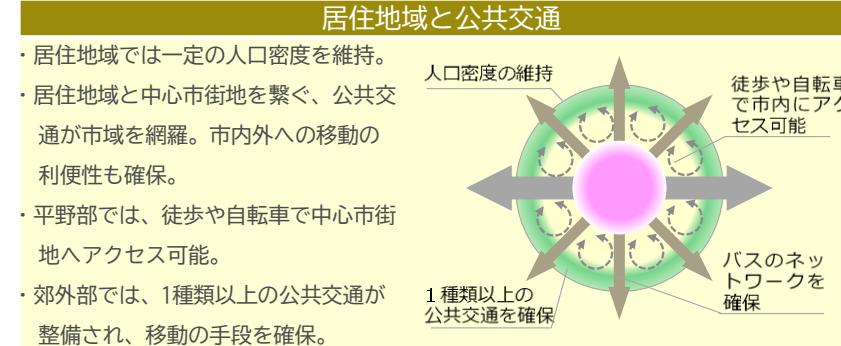
○現状の暮らしやすい環境の維持・充実に向けて、郊外部の居住環境の持続及び中心市街地における都市機能の再生を図る。
目指す将来像

郊外部の居住環境の持続と魅力ある中心市街地の再生による、暮らし続けたい・暮らしてみたいまち

『暮らしやすさ』のイメージ



本市の立地適正化計画が目指す将来の都市構造



立地適正化計画における基本方針

基本方針の土台となる考え方

現状の暮らしやすい環境の維持・充実を図ります。

- ①暮らしを支える医療、福祉、子育て、商業などの生活利便施設の維持・充実
- ②徒歩、自転車及び公共交通等の利用環境の向上
- ③暮らしの憩い、潤いとなる公園、緑地等のみどりの空間の活用等の促進
- ④コミュニティ力醸成により、暮らしやすく、防災的にも強いまちの形成

基本方針1

郊外部における居住環境の持続を図ります。

- ①将来の急激な人口減少・高齢化による暮らしやすさの低下への予防的対応を地域住民とともに取り組む
- ②空家・空地の利活用や移動の支援など、地域課題の解決につながる取り組みを支援

基本方針2

魅力ある中心市街地の再生を図ります。

- ①市民が文化・芸術を楽しむこと合わせて、「憩い」や「交流」を体感できる空間整備
- ②若い世代のニーズに合致した機能や活動する場を誘導することで、まちの活力と賑わいを生み出す好循環（商業機能の活性化・歩行者の回遊）を創出
- ③中心部にふさわしい交通結節機能の再生

誘導区域の設定

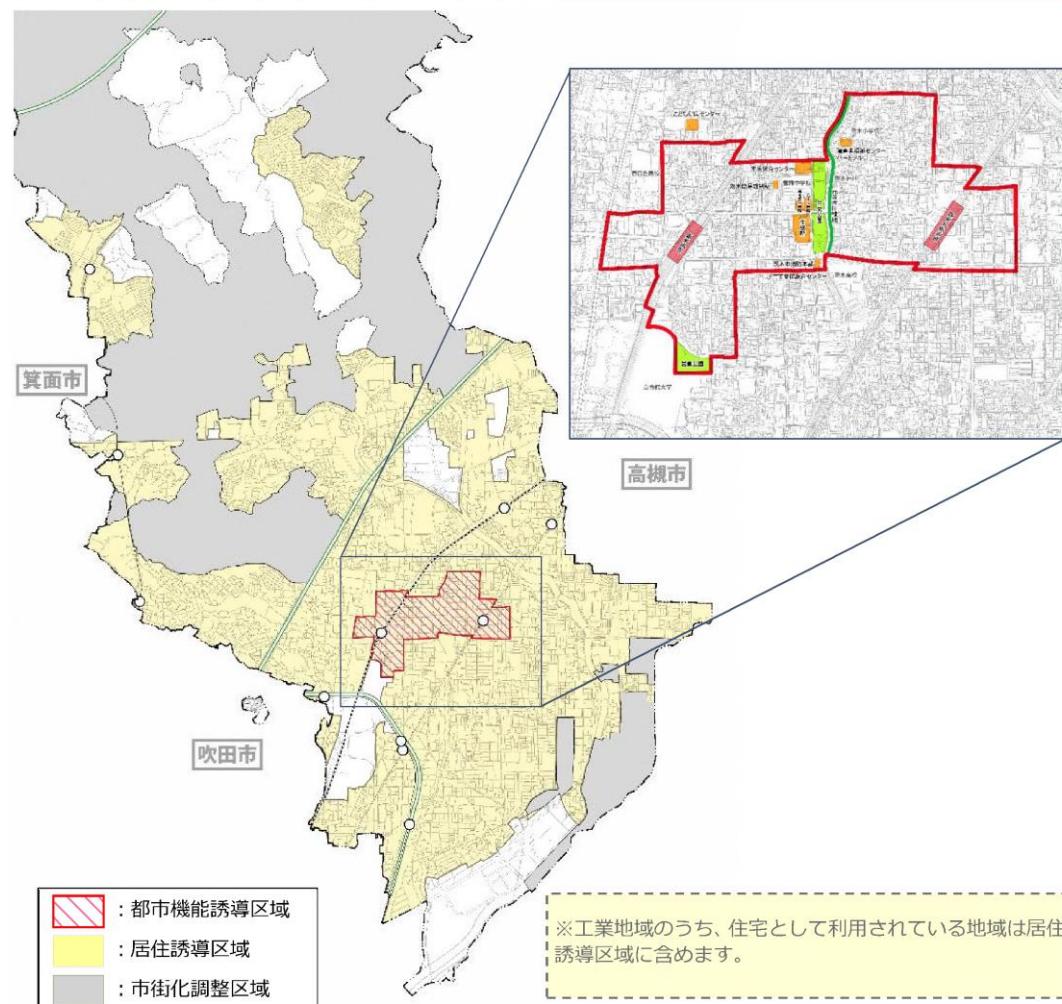
○生活に身近な都市機能の維持・充実を図る「居住誘導区域」と魅力ある中心市街地の再生に向けて都市機能を集積させる「都市機能誘導区域」を設定。

居住誘導区域

市街化区域から、災害の危険性のある区域や都市計画上、住宅の建築が制限されている区域などを除外して設定

都市機能誘導区域

中心市街地活性化基本計画の対象区域をベースに設定



誘導施設

○魅力ある中心市街地の再生につながる機能充実・環境整備に必要な施設を誘導施設に位置づけ。
○公共施設等マネジメント基本方針に基づき複合化・最適化を図るとともに、各事業プロジェクトの進捗等にあわせて誘導施設を位置づけ。

施設	詳細
子育て支援総合センター (子育て世代包括支援センター (利用者支援事業基本型))	乳幼児一時預かり施設 厚生労働省による一時預かり事業実施要綱に定める基準に則って施設を整備・運営するもの)
こども健康センター (子育て世代包括支援センター (利用者支援事業母子保健型))	母子保健法第22条に定める母子保健施設
図書館	図書館法第2条第1項に定める図書館
ホール	地域交流センター 地域住民が随时利用でき、住民相互の交流の場となるホール)

1.改定の方向性（前回審議会資料より）

共通

□本市を取り巻く状況・まとめ

1. 現行計画の概要

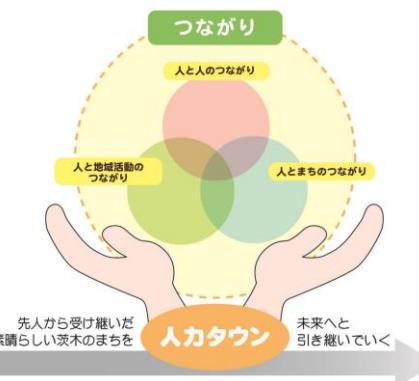
都市計画マスターplan

- 人とまちの「つながり」を重視
- 魅力強みを活かした都市づくりの推進

- ・交通利便性・地域資源・知的資源の活用
- ・多核ネットワーク型都市構造の実現
- ・水と緑のネットワークの形成

- 都市づくりプラン・各都市構造の区分での施策を展開

『人持ちでつながる 「人カタウン」茨木』



立地適正化計画

- 現状の「暮らしやすさ」の維持・充実

- 郊外部における居住環境の持続

- 魅力ある中心市街地の再生を目指す。

本市が目指す『暮らしやすさ』のイメージ



2. 現行計画の進行状況

中心市街地	地域拠点・生活拠点等	北部地域	立地適正化計画の目標・進捗状況
○市民参加型のまちづくりを重視 ワークショップ、社会実験等	○地域課題解決・魅力向上の取組 民間事業者や地域住民と対話を重ね、まちづくりを実践	○都市整備に寄与する取組の推進 新名神等の交通ネットワーク 安威川流域の治水事業	○コンパクトな居住地域を形成した 概ね「暮らしやすい」まちを維持 居住誘導区域内での人口密度や公共交通網は維持されている
○都市計画制度の活用 民間と対話によるまちづくり	○地域の安全性や快適性を向上 メイン事業と連動した周辺環境の整備	○地域課題解決・魅力向上の取組 市民、民間事業者とも対話を重による北部地域の魅力向上	○都市機能誘導施設の整備による 更なる魅力向上にも期待 中心市街地の魅力向上に向けた各種取組のさらなる展開
○暮らしの質を向上させる事業 ・既存ストックの活用 ・老朽施設の更新 ・公共施設マネジメント、 ・災害対応 ・みどり（環境） の取組との連携	○都市計画制度の活用 民間と対話によるまちづくり ○コミュニティ力・防災力の醸成 地域住民主導の取組支援	○みどり・環境配慮の都市づくり 都市計画制度を活用して推進	

3. 現行計画策定後の動向

主な社会情勢の変化	市民意向	本市各種情勢の変化
○国の動向への対応 ・頻発・激甚化する自然災害 ・都市アセットの利活用 ・ウォーカブルな人を中心のまちづくり ・情報化の進展 ・カーボンニュートラル／グリーンインフラ等	○満足度が高い：「住みやすいまち」 「交通利便性の良さ」「自然環境の豊かさ」「住環境の良さ」「公園・広場の充実」 ○満足度がやや低い傾向：働く、余暇を過ごす 「企業集積・働きやすさ」「飲食店など休日も楽しめる」	○安全・安心につながる災害への備え 災害リスク分析や大阪北部地震等の経験 ○インフラ整備のマネジメント 限られた財源を踏まえた効率的な投資

まちづくりを実践するにあたって大切にしてきた3つの視点

「人・コミュニティ」を重視した
まちづくりを実践

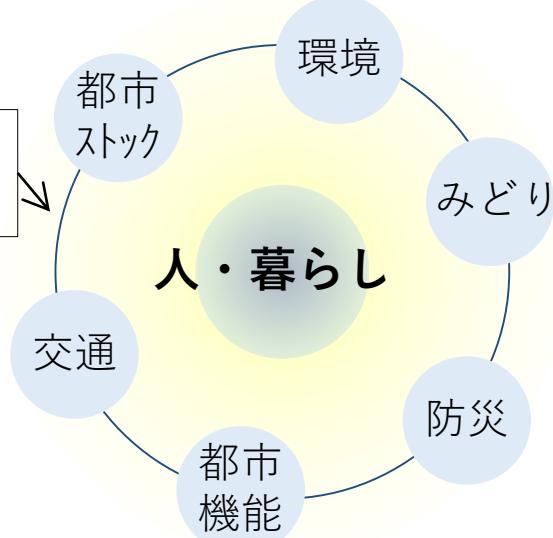
「暮らし」の質
を向上

人と暮らしを支える
「都市計画・都市整備」を実践

1.改定の方向性（前回審議会資料より）

共通

「本市を取り巻く状況の整理・まとめ」を踏まえた課題整理の視点



視点① < 人とまちのつながりをどう作り、何をする必要があるのか

視点② < 暮らしに関わる各分野はどう変わっていく（変えていく）のか

視点③ < 都市計画・都市整備で何ができるのか（何をしていく必要があるのか）

まちづくりに係る主な課題

「まちづくりを実践するにあたって大切にしてきた3つの視点」から、課題整理

人・コミュニティ	暮らし	都市計画・都市整備
<p>① 市民参加の持続、派生・波及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「つかう↔つくる↔つながる」サイクルの展開 新施設おにくるで進めてきた市民と共に広場を「育てる」取組による経験の蓄積の活用 ・市民と共にまちをつくる取組の派生・波及 様々なプロジェクトなどでの実践 	<p>① 暮らしやすさの維持・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の住みやすさの維持 「住みやすいまち」の評価の持続 ・居住環境の維持に向けた取組の継続 人口減少が先行する郊外部の一団の住宅地 ・公共交通網の維持・充実 ・災害への備え 大阪北部地震の経験を踏まえた ハード整備と連動したソフト対策 <p>② 暮らしの質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「憩いの場」、「休日を楽しめる環境」の整備 居心地が良く、幸せ・豊かさを実感できる場の整備や利活用 ・まちづくりへのみどりの活用 都市農地や身近なみどりの保全 ・新たなライフスタイルを考慮した取組 まちづくりへのICTの活用等 ・環境負荷の低減に向けた取組 SDGs、カーボンニュートラル等 	<p>① コンパクトなまちと交通ネットワークの維持・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な土地利用・都市施設整備の推進 これまでのコンパクトなまちの維持 ・交通ネットワーク構築に向けた取組の継続 未整備の都市計画道路等の整備推進 ・産業集積地のあり方検討 周辺環境へ配慮した土地利用誘導 <p>② 「やま」と「まち」の強みを活かす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の各種プロジェクトの連携・運動 2コア1パークの都市構造の実現 人中心の居心地がよく歩きたくなるまち ・北部地域の安威川ダムの整備効果を活かす取組 市街化調整区域のあり方、活動人口増加 ・水とみどりのネットワーク構築に向けた取組 <p>③ 災害に強い都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害リスクを踏まえた都市づくりの推進 ・ハザードエリアでの土地利用の規制・誘導 <p>④ 都市アセットの利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園空間の利活用や魅力向上の取組 民間活力の導入等
<p>② 産官学民でのまちづくりの実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学、企業の資源の活用・連携 大学生の「まちへのにじみ出し」の増加 		
<p>③ 公民連携によるまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間のアイデアやノウハウを活かす手法の検討 民間事業者との対話による地域課題の解決や 先進的な空間活用の実現 		

1.改定の方向性（前回審議会資料より）

共通

改定の方向性①

- (1)これまで取組んできた「市民が考えるまちの姿」の実現を目指す。
- (2)市民との対話や社会実験などにより、**プロセスを共有し、「市民（多様な主体）と共にまちの景色」をつくりあげていく。**



誰もが豊かさ、幸せを感じできる『次なる茨木』へ

改定に向けた全体構成案

都市計画マスター プラン

構成	内容	改定のポイント	構成	内容	改定のポイント
序章 都市計画マスター プラン改定から中間見直しに至るまで	<ol style="list-style-type: none"> 1. 都市計画とまちづくり～都市計画マスター プラン改定（平成27年）にあたって～ 2. 都市計画マスター プランの位置づけと役割 3. 本市の都市づくりの歩みと現在の都市づくりを取り巻く社会情勢の変化 4. 現在の本市の状況と施策中間見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年以降の都市計画・都市整備及びまちづくり分野の事業の進展、計画の策定、社会情勢の変化等を整理する。 ・次の10年に向けての方向性や重点事業等を記載する。 	【第1章】 はじめに	<ol style="list-style-type: none"> 1. 計画策定の背景と目的 2. 計画の位置づけ 3. 第5次茨木市総合計画・茨木市総合戦略・茨木市人口ビジョンの視点 4. 都市計画マスター プランの概要 5. 対象区域 6. 計画期間（目標年次） 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスター プラン（中間見直し）、居住マスター プラン等の視点を追記する。
第1章 市民が考えるまちの姿	<ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. キャッチフレーズ 3. 市民が考えるまちの姿 	<ul style="list-style-type: none"> ・根底にある考え方や想いは継承し、市民意向や対話から、『目指すべきまちの姿』として集約・追加などを行い、わかりやすく整理する。 	【第2章】 本市の現況・特性・課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人口 2. 都市計画 3. 都市機能 4. 交通 5. 自然資源 6. 住宅及び地価 7. 産業（中心市街地の商業） 8. 災害リスク 9. 市民の生活行動、市民ニーズ・評価（市民アンケート調査結果より） 10. 本市の現況・特性・課題のまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口データや施設立地状況について時点更新し、徒歩圏のカバー状況等について再整理する。 ★防災指針策定を踏まえ、浸水等の災害リスクについて整理する。 ・都市計画マスター プランとあわせて実施する市民意向調査において、暮らしやすさの項目を追加し、評価を行う。
第2章 都市づくりプラン	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本市における都市構造・土地利用の考え方 2. <u>土</u>都市づくり戦略 3. <u>都</u>市づくりプラン 3. 都市構造 	<p style="color: red;">★市民が考えるまちの姿を実現するための戦略やストーリーを整理する。</p> <p>・全体構想→地域別構想の体系を明確にする</p> <p style="color: red;">★全体構想は、まちの骨格や拠点の位置づけを再整理するとともに、新規事業や土地利用のポテンシャルについて見直しを行う。</p> <p style="color: red;">★地域別構想は、各拠点・エリアの特色を生かしたまちづくりの施策を明確にする。</p>	【第3章】 立地適正化に関する方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 立地適正化計画が目指す都市の将来像 2. 立地適正化計画における基本方針 3. 防災指針 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2章で整理する基礎データをベースに、現行の方向性について、軌道修正の必要性等、確認する。
第3章 都市づくりとまちづくりの進め方	<ol style="list-style-type: none"> 1. 都市づくりとまちづくり施策の推進 2. 主体となる市民・民間との連携・協働 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組やまちづくりの傾向について、わかりやすい事例や図表を表現する。 	【第4章】 誘導区域及び誘導施策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 誘導区域・誘導施設の基本的考え方 2. 居住誘導区域の設定 3. 都市機能誘導区域の設定 4. 誘導施設の設定 5. 誘導施策 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針を踏まえ、区域設定の考え方、区域設定を確認する。 ★プロジェクトの進捗に応じ、誘導施設・施策の今後の展開を検討。 ★防災指針を踏まえ、誘導区域・施策を整理・検討する。
			【第5章】 計画の評価と進行管理	<ol style="list-style-type: none"> 1. 計画の評価・見直しの方法 2. 施策の達成状況に関する指標 	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の達成状況に関する指標について、中間の値として確認する。

都市計画マスタープラン

2.全体構成案

都市マス

本日議論いただきたいところ

- 改定のポイントと全体像
- 各章の改定の方向 を提示
- 幅広く意見をいただきたい、素案に反映していく。

2.全体構成案

■改定のポイント

総合計画と立地適正化計画・関連計画の策定等への対応

「次期総合計画」との整合

- ・同時期に策定する総合計画では、分野別のマスタープランの役割や関係性を明確化する予定であり、整合を図る。

立地適正化計画と関連分野の計画の位置づけ・反映

- ・前回改定以降に策定した「立地適正化計画」やその間進んできた「関連分野の計画」の位置づけを明確化し、他分野との連携を前提に都市計画分野のマスタープランとして整理する。

整理してきた改定の方向性への対応

「市民の考えるまちの姿」を「市民と共に目指すまちの姿」に発展

- ・これまで取り組んできた「市民の考えるまちの姿」は継承する。
- ・前回改定以降進めてきた市民との対話や社会実験など実践的なまちづくりのプロセスを反映する。
- ・立地適正化計画で示した「暮らしやすさのイメージ」を反映する。

重点的に進める都市づくりの「戦略」を位置づけ

- ・「市民と共に目指すまちの姿」を実現するために重点的に進めることを明確にする。

全体構想と地域別構想の体系の明確化

- ・現行計画で不十分な「各拠点・エリア」の特色を活かしたまちづくりの方向性を明確にする。

まちづくりに係る主な課題への対応

課題を踏まえた都市づくりプラン等の更新

- ・まちづくりを進める上で大切にしてきた「人・コミュニティ」、「暮らし」、「都市計画・都市整備」の視点から整理し、反映する。

2.全体構成案

■全体構成案（都市計画マスタープラン）目次

現行計画

序章 都市計画マスタープランの改定から
中間見直しに至るまで

- 1 都市計画とまちづくり
都市計画マスタープラン改定
(平成27年) にあたって
- 2 位置づけと役割
- 3 都市づくりの歩みと社会情勢の変化
- 4 現在の本市の状況と施策中間見直し

1章 市民が考えるまちの姿

- 1 はじめに
- 2 キャッチフレーズ
- 3 市民が考えるまちの姿

2章 都市づくりプラン

- 1 本市における都市構造・土地利用の考え方
- 2 都市づくりプラン
- 3 都市構造

3章 都市づくりとまちづくりの進め方

- 1 都市づくりとまちづくりの施策の推進
- 2 主体となる市民・民間との連携・協働

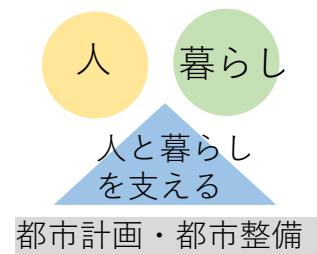
改定案

序章 都市計画マスタープラン改定について

- 改定にあたっての背景
 - ・都市づくりの歩み
 - ・社会情勢の変化
- 位置づけと役割

1章 市民と共に目指すまちの姿

- 基本理念（継承）
- 市民と共に
目指すまちの姿**
(継承・追加)



2章 全体構想

- 都市づくり戦略（追加）
- 都市構造
- 都市づくりプラン

3章 地域別構想

- 地域別構想（追加）

4章 都市づくりとまちづくりの進め方

- 施策の推進（制度・手法）
- 市民、民間、大学との連携・共創

改定のポイント

- 今回提示する内容
- 総合計画と立地適正化計画・関連計画の策定等への対応

- 「市民が考えるまちの姿」を「市民と共に目指すまちの姿」に発展

- 重点的に進める都市づくりの「戦略」の位置づけ
- 関連分野の計画の反映
- 地域別構想の体系明確化

- 次回以降提示予定
- 課題を踏まえた都市づくりプラン等の更新
 - ・2章 全体構想の内容
 - ・3章 地域別構想の内容
- 「市民が考えるまちの姿」を「市民と共に目指すまちの姿」に発展
 - ・4章 進め方の内容

2.全体構成案

■全体像①

現行

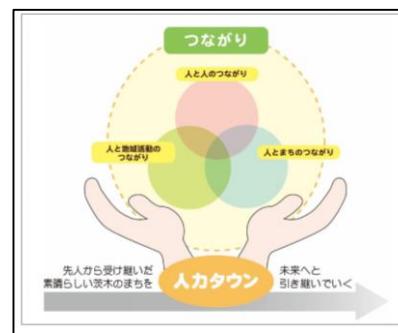
序章 都市計画マスタープランの改定から
中間見直しに至るまで

- 改定にあたって（背景）
- 位置づけと役割
- 都市づくりの歩みと社会情勢の変化

1章 市民が考えるまちの姿

- キャッチフレーズ

ひとも
人持ちでつながる「人持タウン」茨木



- 市民が考えるまちの姿

- ①人が育ち、人を育てるまち
- ②挨拶があふれるまち、
- ③「人持ちになろう」が合言葉のまち
- ④たのしく散歩ができるまち、
- ⑤夢に向かってチャレンジができるまち
- ⑥色々なくらしができるまち
- ⑦なりわいを大切にするまち
- ⑧地元で循環するまち、
- ⑨茨木の工工もんを育むまち
- ⑩身近な自然を守り、使い、育てるまち、
- ⑪人に優しい交通システムを取り入れるまち
- ⑫今あるものを工夫して活かすまち、
- ⑬もしもの時の備えができるまち

改定案

序章 都市計画マスタープラン改定について

- 改定にあたっての背景

- ・都市づくりの歩み
- ・社会情勢の変化

- 位置づけと役割

1章 市民と共に目指すまちの姿

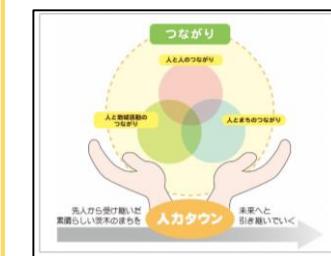
- 基本理念（継承）

- ・キャッチフレーズなど、現行計画の考え方（整理）

- 市民と共に目指すまちの姿（継承・追加）

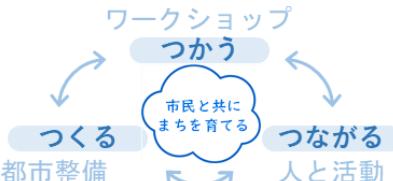
人

『市民と共に考え、創り、育てるまち』



「人持タウン」茨木
市民が考えるまちの姿（継承）

社会実験
ワークショップ
つかう



市民と共にまちを育てる
サイクル（追加）

暮らし

『暮らし続けたい、暮らしてみたいまち』



本市が目指す『暮らしやすさ』の
イメージ（立地適正化計画）

やま
まちの姿
暮らし
イメージ

2章 全体構想

人と暮らし
を支える

都市づくり戦略

強み・魅力を活かし
重点的に進める

都市構造

都市づくりの土台（土地利用・拠点等）

都市づくりプラン

都市づくりの方針（方向性・施策）

地域別構想

地域別の都市づくりの方針（方向性・施策）

3章 地域別構想 都市整備

2.全体構成案

□全体像②

現行

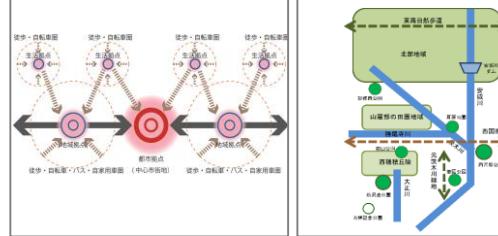
2章 都市づくりプラン

○都市構造・土地利用の考え方

魅力・強みを活かした
都市づくり

- ・恵まれた交通・立地条件
- ・新たなしごとの創出
- ・モデル的な都市づくりの推進
- ・市民の知的好奇心を刺激する都市づくり
- ・主要プロジェクト・豊富な知的資源

多核ネットワーク型
都市構造



水と緑の
ネットワーク

改定案

2章 全体構想

人と暮らし
を支える

○都市づくり戦略

魅力・強みを活かし重点的に進める

魅力・強み

やま半分
まち半分
市民活動

恵まれた
交通・立地
条件
知的資源
大学立地

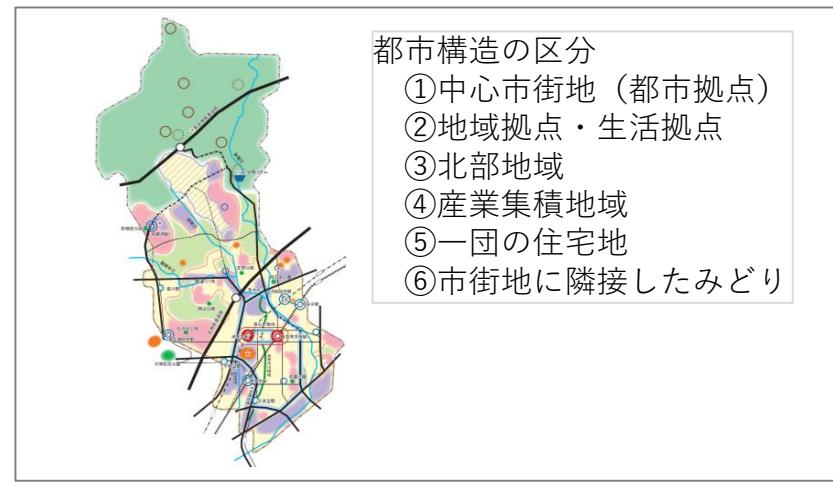
戦略

- ①「やま」と「まち」を活かす・つなぐ
- ②魅力的な「場」と多様な「活動」により
「景色」を創る
- ③拠点と生活圏の維持・充実による
「暮らし」の質の向上
- ④公民連携により市民と共にまちを創る

○都市づくりプラン

- ①広域的な機能とネットワークを担う都市基盤施設等の整備を進める
- ②無秩序な開発を抑制し、計画的な市街地整備を進める
- ③既存ストックの有効活用を進める
- ④暮らしの安全・安心を確保する
- ⑤良好でうるおいのある住環境の形成を進める
- ⑥多様な暮らしを支える住宅をつくり、住み継ぐ
- ⑦都市の活力を高める産業を創り、守り育てる
- ⑧暮らしを支える「拠点」を活性化する
- ⑨憩いと癒しの空間を守り、つくる
- ⑩まちの資源を活かした個性ある景観の形成を進める
- ⑪地域と暮らしを支える交通システムを構築する
- ⑫人と環境にやさしい都市づくりを進める
- ⑬市民・民間によるまちづくりを進める

○都市構造



3章 都市づくりとまちづくりの進め方

- 施策の推進（手法）
- 市民、民間との連携・協働

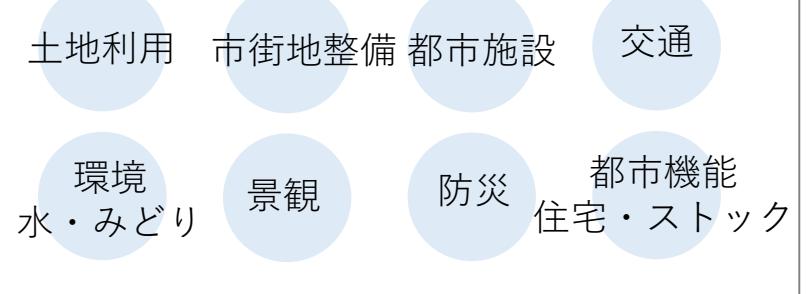
都市計画・都市整備

○都市構造

都市づくりの土台
(土地利用・拠点等)

○都市づくりプラン

都市づくりの方針
(方向性・施策)



3章 地域別構想

○地域別構想

地域別の都市づくりの方針
(方向性・施策)

都市構造図（更新）

- ・道路、鉄道軸
- ・河川、緑軸
- ・土地利用ゾーニング
- ・各拠点



地域別構想図（追加）

- ・地形の特徴による区分
(北部、丘陵部、中心地域、
中心部、南部) を想定

4章 都市づくりとまちづくりの進め方

- 施策の推進（手法）
- 市民、民間、大学との連携・共創

3.各章の改定の方向

都市マス

3.各章の改定の方向

■序章

総合計画と立地適正化計画・関連計画の策定等への対応

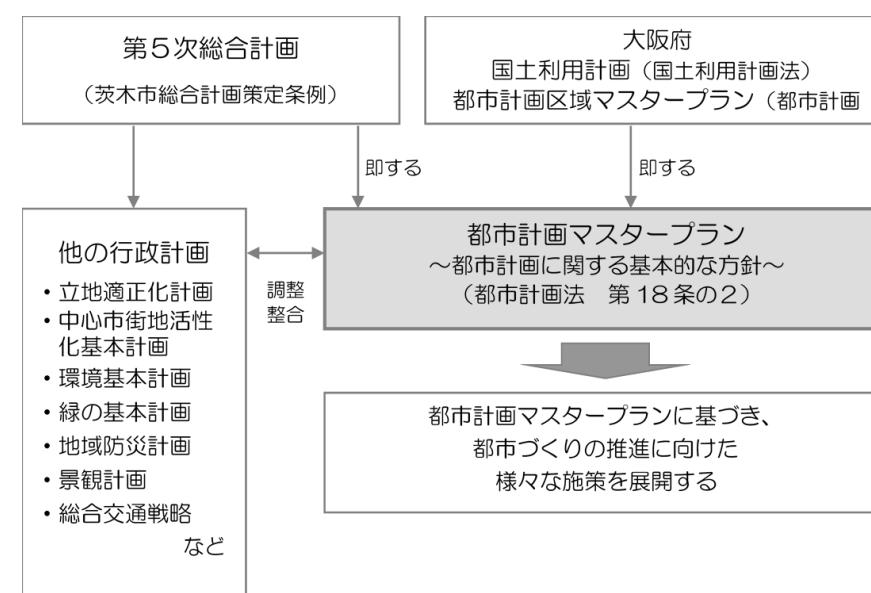
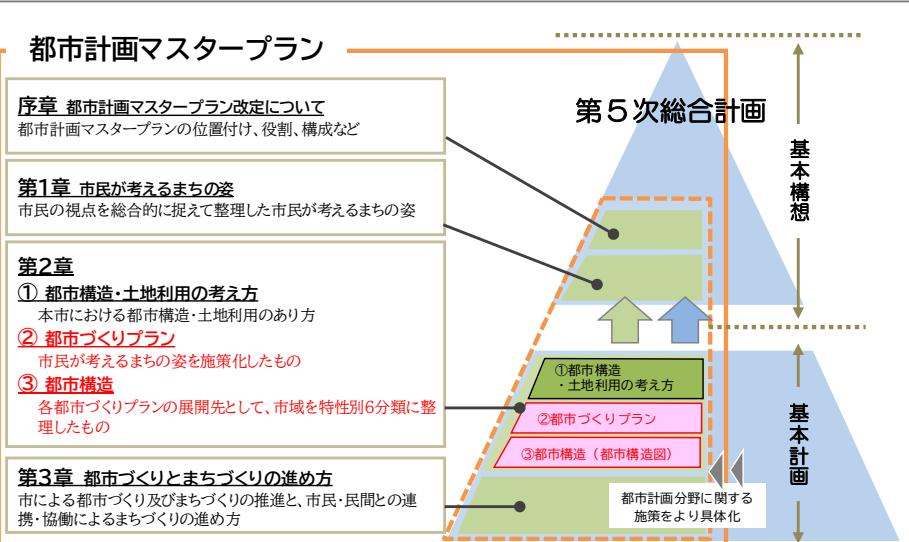
▣ 「次期総合計画」との整合

- 同時期に策定する総合計画では、分野別のマスタープランの役割や関係性を明確化する予定であり、整合を図る。

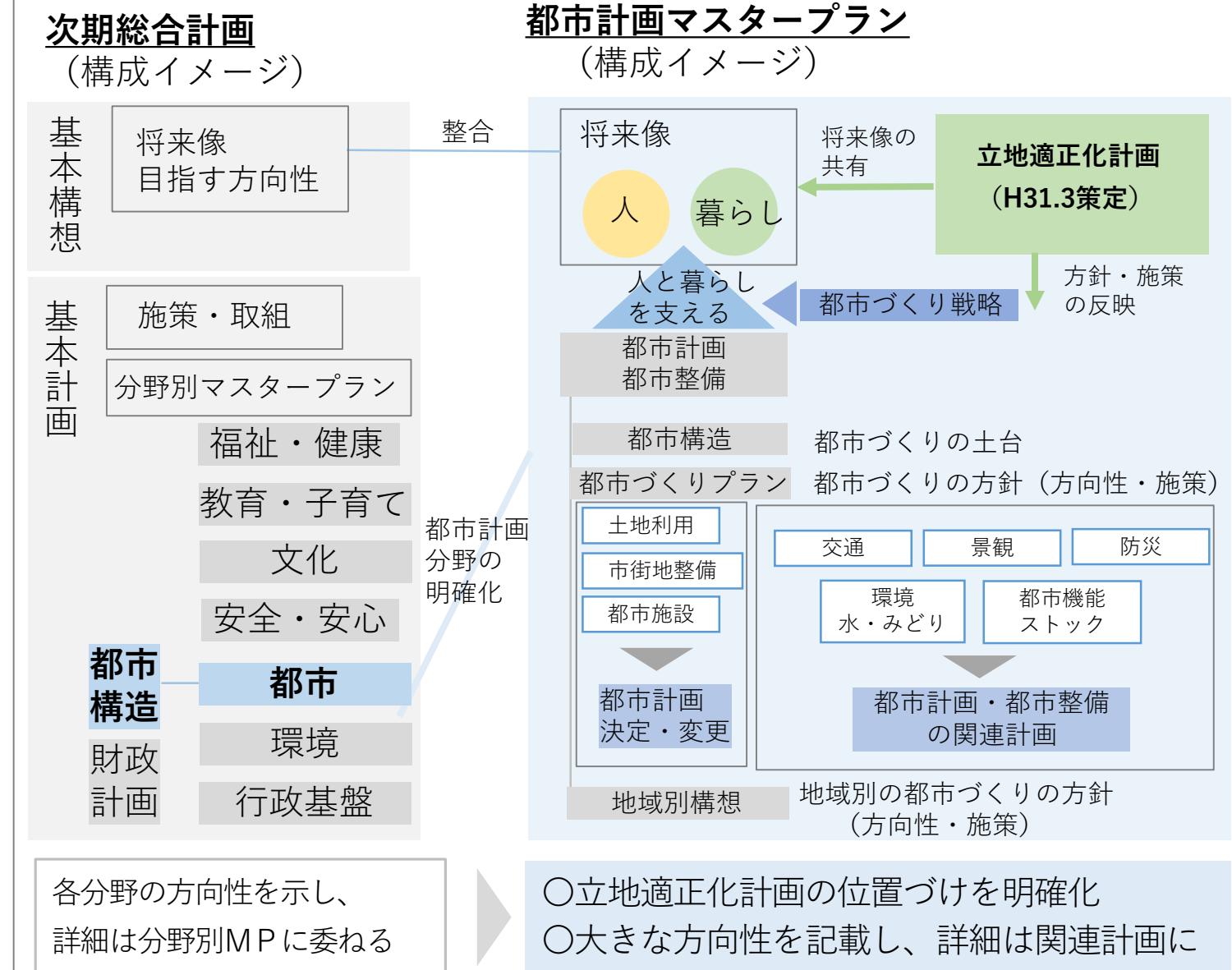
▣ 立地適正化計画と関連分野の計画の位置づけ・反映

- 前回改定以降に策定した「立地適正化計画」やその間進んできた「関連分野の計画」の位置づけを明確化し、他分野との連携を前提に都市計画分野のマスタープランとして整理する。

現行



改定案



3.各章の改定の方向

■ 1章 市民と共に目指すまちの姿

整理してきた改定の方向性への対応

「市民の考えるまちの姿」を「市民と共に目指すまちの姿」に発展

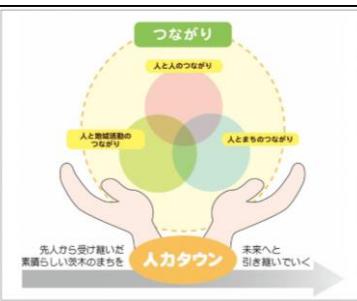
- これまで取り組んできた「市民の考えるまちの姿」は継承する
- 前回改定以降進めてきた市民との対話や社会実験など実践的なまちづくりのプロセスを反映する。
- 立地適正化計画で示した「暮らしやすさのイメージ」を反映する。

現行

1章 市民が考えるまちの姿

キャッチフレーズ

ひとも
人持ちでつながる
じんりき
「人力タウン」茨木



市民が考えるまちの姿

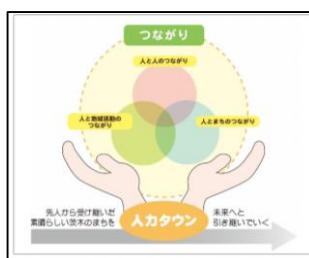
- 人が育ち、人を育てるまち
- 挨拶があふれるまち、
- 「人持ちになろう」が合言葉のまち
- たのしく散歩ができるまち、
- 夢に向かってチャレンジができるまち
- 色々なくらしができるまち
- なりわいを大切にするまち
- 地元で循環するまち、
- 茨木の工工もんを育むまち
- 身近な自然を守り、使い、育てるまち、
- 人に優しい交通システムを取り入れるまち
- 今あるものを工夫して活かすまち、
- もしもの時の備えができているまち

改定案

1章 市民と共に目指すまちの姿

- 現行計画の考え方を継承しながら、より発展させる

人 『市民と共に考え、創り、 育てるまち』



「人力タウン」茨木
市民が考えるまちの姿（継承）



市民と共にまちを育てる
サイクル（追加）

暮らし 『暮らし続けたい、 暮らしてみたいまち』



本市が目指す『暮らしやすさ』の
イメージ（立地適正化計画）

やま
まちの姿
暮らし
イメージ

これまでの経過

○H17(2005) 年度
市民まちづくり会議



○H25(2013) 年度
いばらきMIRAIカフェ
まちづくり寺子屋

現行計画策定後の取組



○市民会館
100人会議



○育てる広場の
社会実験



○山手台マルシェ



○安威川ダム周辺
整備社会実験

○計画策定過程への市民参加の推進
まちのことを考える機会につなげてきた

○都市整備や暮らしに直結する取組への参画
まちに関わる、共に創る実践的な機会へ

○市街地での暮らしのイメージに
「やま」のまちの姿・暮らしを追加

■ 2章 全体構想

整理してきた改定の方向性への対応

☑ 重点的に進める都市づくりの「戦略」を位置づけ

- ・「市民と共に目指すまちの姿」を実現するために重点的に進めることを明確にする。

現行

2章 都市づくりプラン

○都市構造・土地利用の考え方

現行計画策定後の経過

魅力・強みを活かした
都市づくり
恵まれた交通・立地条件

・新たなしごとの創出
・モデル的な都市づくりの推進
・市民の知的好奇心を刺激する都市づくり

主要プロジェクト・豊富な知的資源

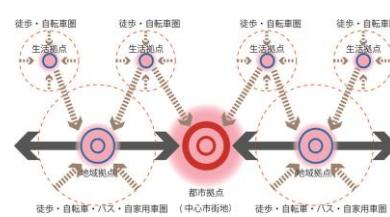
○大規模工場跡地の土地利用の推進

- ・立命館大学、JR総持寺駅の新設
東芝工場跡地（追手門学院）等

○大学・企業の知的資源の立地

- ・多くの大学やライフサイエンス
分野等の学術研究機関がある

多核ネットワーク型都市構造



○立地適正化計画の策定

- ・市街地の拡大抑制により維持してきたコンパクトな都市構造
- ・拠点機能とそれらを結ぶ交通ネットワークの充実を図る

○都市拠点（中心市街地）と居住地域の明確化

水と緑のネットワーク



○安威川ダムと周辺整備の進展

- ・安威川流域の治水効果
- ・公園整備による北部地域の活性化

○元茨木川緑地リデザインの推進

- ・南北5キロの緑地の再整備
- ・南北の自然、文化軸を形成

○これまで進めてきた都市づくりの考え方や 都市整備が具現化

→ 「魅力・強み」をより引き出し、伸ばすため
戦略的に都市づくりを進めていきたい

改定案

2章 全体構想

○魅力・強み（整理）

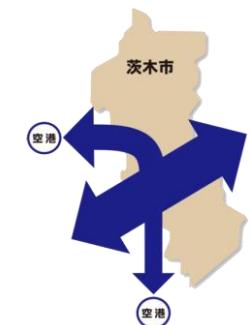
やま半分
まち半分

- 半分が山間部・丘陵地、
半分が平地の市街地
- 里山など豊かな自然がある
- 中心部に都市機能が集約
- 交通の便が良い住宅地
- 身近に自然・緑がある



恵まれた
交通・立地
条件

- 大阪・京都の間に立地
- 名神・新名神の国土幹線
- JR・阪急・モノレールの鉄道網が充実
- 通勤・通学利便性が高い



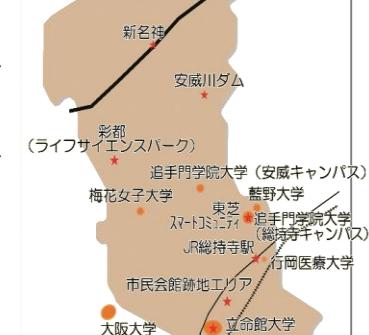
市民活動
がさかん

- 市民活動団体等による市民活動・
地域活動が多い
- ワークショップ・
社会実験等による
まちづくりへの
積極的な参画



大学立地
知的資源

- 市内に6つの大学が立地
- 市内在学の大学生が約2万人
- 民間企業による地域貢献



○都市づくり戦略

魅力・強みを活かし重点的に進める

- ① 「やま」と「まち」を活かす・つなぐ
- ② 魅力的な「場」と多様な「活動」により「景色」を創る
- ③ 拠点と生活圏の維持・充実による「暮らし」の質の向上
- ④ 公民連携により市民と共にまちを創る

- これまで認識してきた「魅力・強み」を整理し、重点的に進める「戦略」を位置づけ、都市づくりプラン等との関係性を持たせながら推進していく。

3.各章の改定の方向

■ 2章 全体構想 都市づくり戦略

戦略① 「やま」と「まち」を活かす・つなぐ

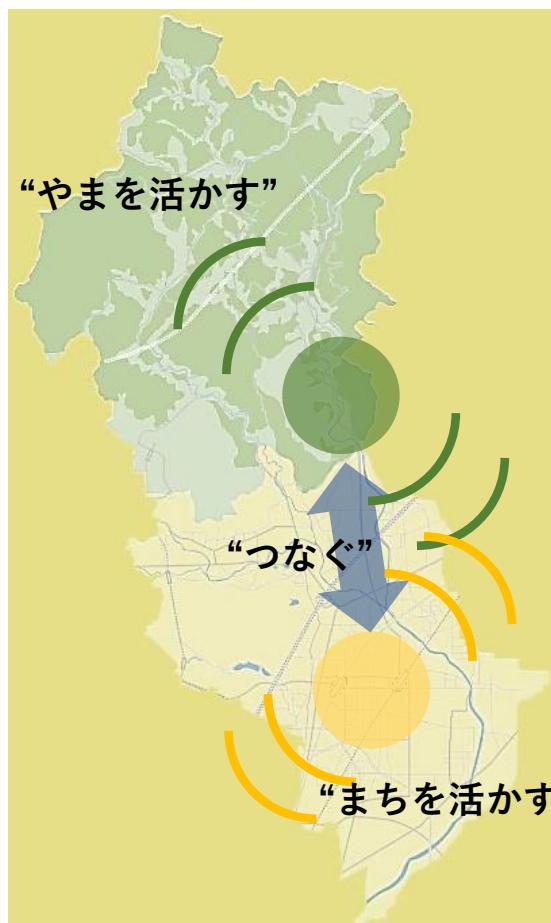
「やま」（ダムパークいばきた、自然・地域資源）と「まち」（おにくる、2コア1パーク）の魅力や強みを活かした都市づくりを進め、さらに「つなぐ」ことで都市全体への波及効果・相乗効果を生み出す

戦略の構成イメージ

やま半分まち半分

特性

- 市域の半分が山間部・丘陵地、半分が平地の市街地
- 里山など豊かな自然がある
- 2コア1パークに都市機能集約
- 交通の便が良い住宅地
- 身近に自然・緑がある



やま 北部地域

魅力・強み

- 豊かな自然・地域資源
- 自然を活かした施設立地
- 農作物などの特産品
- 市街地からも身近な緑



課題・ニーズ

- 顕著な人口減・高齢化
- 農業の担い手減少
- 自動車メインの移動

核となる取組

- 安威川ダムの整備と「ダムパークいばきた」**
- ・ダム湖を活かした公園・観光レクリエーション施設の整備



まち 中心市街地

魅力・強み

- 2コア1パークの都市構造（両駅周辺と市役所周辺）
- 都市機能が集約
- まちなかのみどりの集積



課題・ニーズ

- 駅前周辺施設の老朽化
- 活動や憩いの場の不足
- 交通渋滞

核となる取組

- 文化子育て複合施設「おにくる」**
- ・ホール、市民活動の場、広場等を複合施設として整備



方向性

「やま」を活かす

- 安威川ダムは北部地域活性化の「ハブ拠点」と捉え、活動人口創出につなげる
- 自然・地域資源の特徴を活かしたネットワーク化
- 既存ストック等の活用に向けた市街化調整区域の方検討

「やま」と「まち」をつなぐ

- 水（安威川等）とみどり（元茨木川緑地、公園等）の活用・ネットワーク化
- 魅力・強みを活かした、活動人口の創出
- 新たな交通手段等による交通移動支援の検討

「まち」を活かす

- 2コア1パークの都市構造を活かした「人中心」の居心地がよいまちなか形成
- 駅前ならではの質の高い都市機能の誘導
- 既存ストックや公共空間の活用による魅力ある都市空間の創出

■ 2章 全体構想 都市づくり戦略

戦略② 魅力的な「場」と多様な「活動」により「景色」を創る

多様な活動（社会実験等）を通して、市民等の多様な主体とのプロセスを重視しながら、ニーズに対応した魅力的な「場」（都市空間）の整備を進め、その様が日常化した「景色」となるまちを形成していく

戦略の構成イメージ

魅力的な「場」の整備

○文化子育て複合施設 「おにくる」

- ・ホール、市民活動の場、広場等の複合施設



○元茨木川緑地 リ・デザイン

- ・更新時期を迎えた南北5キロの緑地の再整備を進める



○安威川ダムの整備と 「ダムパークいばきた」

- ・ダム湖を活かした公園観光レクリエーション施設の整備を進める



○東芝工場跡地における 複合開発

- ・追手門学院（大学・中高）や商業、業務、住宅が立地



多様な「活動」の実践

○育てる広場の社会実験と 多様な主体による活動

- ・広場等の場の使い方に関する社会実験と多様な主体の関わりの継続



○安威川ダム周辺整備のワークショップ といばきたデザインプロジェクト

- ・公園を使いこなす社会実験や地域資源の可視化を進める



○東芝工場跡地における エリアマネジメントに向けた取組

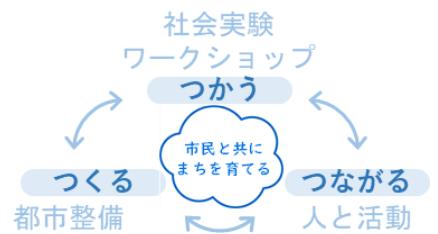
- ・まちづくり協議会による清掃活動や進出事業者による地域貢献活動と連携した取組を展開

方向性

日常化した「景色」となるために
は、活動と体制の持続が必要

○市民と共にまちを育てるサイクル の推進

- ・育てる広場での経験を活かしたプレイスメイキングの手法で、場と活動を創出する



○多様な主体によるエリアマネジメント 体制の構築（制度の活用）

- ・都市再生推進法人や道路協力団体などの制度を活用し、担い手のプラットフォーム化を進めるなど、エリアマネジメント体制の構築を図る。



■ 2章 全体構想 都市づくり戦略

戦略③ 拠点と生活圏の維持・充実による「暮らし」の質の向上

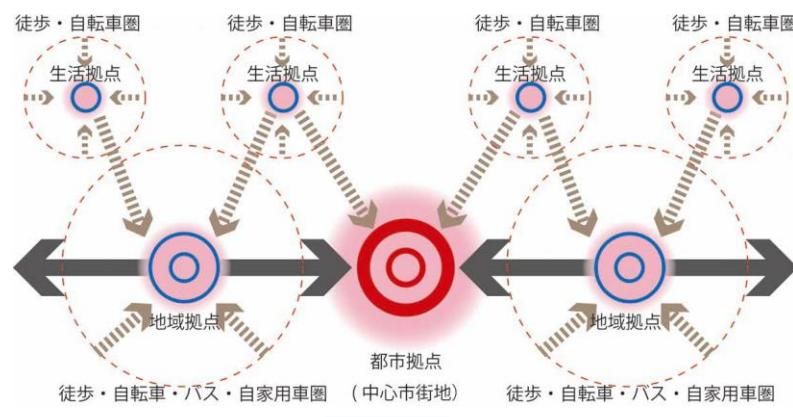
本市の居住環境を支える「拠点とネットワーク」の維持・充実を図るとともに、暮らしに直結する住まい近傍の「生活圏」の質の向上により、市民の「暮らし」の質の向上につなげていく

戦略の構成イメージ

拠点とネットワークの考え方

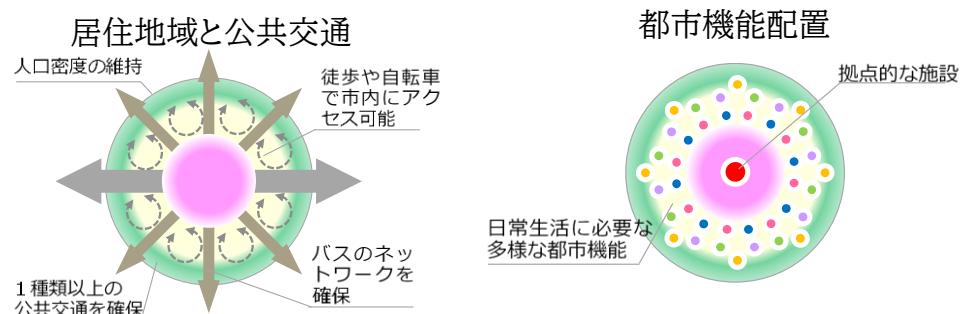
○現行計画における「多核ネットワーク型都市構造」

- 市街地の拡大抑制により維持してきたコンパクトな都市構造を活かし拠点機能とそれらを結ぶ交通ネットワークの充実を図る



○立地適正化計画で目指す「将来の都市構造」

- 居住地域と中心市街地をつなぐ公共交通のネットワークにより移動の利便性が確保され、都市機能も適切に配置されている



○立地適正化計画の策定により、
本市の「拠点とネットワーク」の考え方方が明確化
→質の向上を目指し、暮らしの充実につなげる

方向性

○「暮らし」の質の向上につなげる

都市拠点のさらなる充実

○阪急茨木市駅、JR茨木駅における駅前周辺整備の推進

○地域医療を支える病院の確保

- 駅前に必要な都市機能の集積と質の確保による利便性の向上



地域拠点・生活拠点の維持・充実

○地域拠点での公共交通軸と連携した拠点機能の維持・充実

- 鉄道駅を有する地域拠点における生活利便施設や駅前の滞在空間の充実などによる拠点性の向上

○生活を支える機能の充実

- 住まい近傍の生活圏での生活機能の充足へのニーズを踏まえた、都市空間や住環境の質の向上

交通ネットワークの充実・強化

○拠点間を結ぶ主要なネットワークとなる道路整備の推進・渋滞解消

- 茨木寝屋川線、駅前太中線等の整備を推進
- 中心部への交通流入抑制等、市内の交通渋滞対策を推進

○公共交通の利便性向上と生活圏での移動の選択肢の充実

- 拠点間をつなぐ公共交通の利便性向上
- 新たな移動手段による回遊性向上

生活圏の豊かな「暮らし」

○既存ストックの有効活用

- 民間等による公園の利活用
地域主体での空き家、空き地利活用

○新たなライフスタイルへの対応

- リモートワークや職住近接、シェアオフィス、ICT技術活用など

○郊外部における予防的対応

- 人口減少、高齢化が進むエリアでの住民主体による暮らしやすさの維持

3.各章の改定の方向

■ 2章 全体構想 都市づくり戦略

戦略④ 公民連携により市民と共にまちを創る

これまでの都市づくりにより創出された新たな魅力・強みである「大学」や「企業」の持つ力を活かして、市民との関係性を構築しながら、地域に還元する「共創の都市づくり」を推進していく

戦略の構成イメージ

大学連携による都市整備（ハード）

大学の進出を伴う「場」の整備により、連携の素地ができる

○立命館大学いばらきキャンパスの開設

市民開放施設・岩倉公園の整備

- ・大規模な工場跡地を大学と公園、ホール、商業等の複合開発を実施
- ・キャンパスと公園の一体的な整備
- ・施設を活用した地域連携を実践



○追手門大学総持寺キャンパス開設 東芝工場跡地のまちづくり

- ・追手門学院（大学・中高）や商業、業務、住宅が立地
- ・大学、商業がそれぞれの場を活用し、地域連携を実践

大学連携による取組（ソフト）

大学の学びとして、地域課題へのアプローチに大学生が関わる

○オープンスペース研究会（立命館大学）

- ・都市デザインの提案や商店街でのイベントを実施



○東芝工場跡地エリアマネジメントに向けた取組（追手門大学）

- ・まちづくり協議会の活動や周辺住民とのワークショップへの参画

○いばきたデザインプロジェクト（大阪大学）

- ・地域資源の可視化と合わせて、今後の地域のあり方を提案

○山手台地区のコミュニティ醸成の取組（大阪大学・大阪公立大）

- ・大学のネットワークを活かした地域活性化に向けた民間提案や地域イベントへの参画

民間事業者・企業との連携

民間や企業の提案・知見を活かした都市づくりや地域貢献

○南目垣・東野々宮地区 「イコクルいばらき」の地域貢献

- ・進出企業により、地域の防災やにぎわいにつながる取組を検討



○彩都地区の企業集積

- ・ライフサイエンス分野の研究・開発等の企業集積
- ・東部地区では、資生堂等の企業が進出し、工場見学等も実施



○安威川ダム周辺整備 ダムパークいばきた官民連携事業

- ・公園施設を民間事業のより整備

方向性

産官学民の多様な担い手との連携により共創の都市づくりを推進

○産官学民によるまちづくりの実践

- ・大学連携の効果を活かした、まちや地域への「にじみ出し」の機会を増加
- ・進出企業による地域貢献活動を活かす仕組みづくり
- ・大学と企業、市民が地域等で関わる機会を創出



○公民連携によるまちづくりの推進

- ・民間事業者との対話により、アイデアやノウハウを吸収する仕組みづくり
- ・公民連携による公園等の都市整備の実施

3.各章の改定の方向

■ 2章 全体構想 都市構造

整理してきた改定の方向性への対応

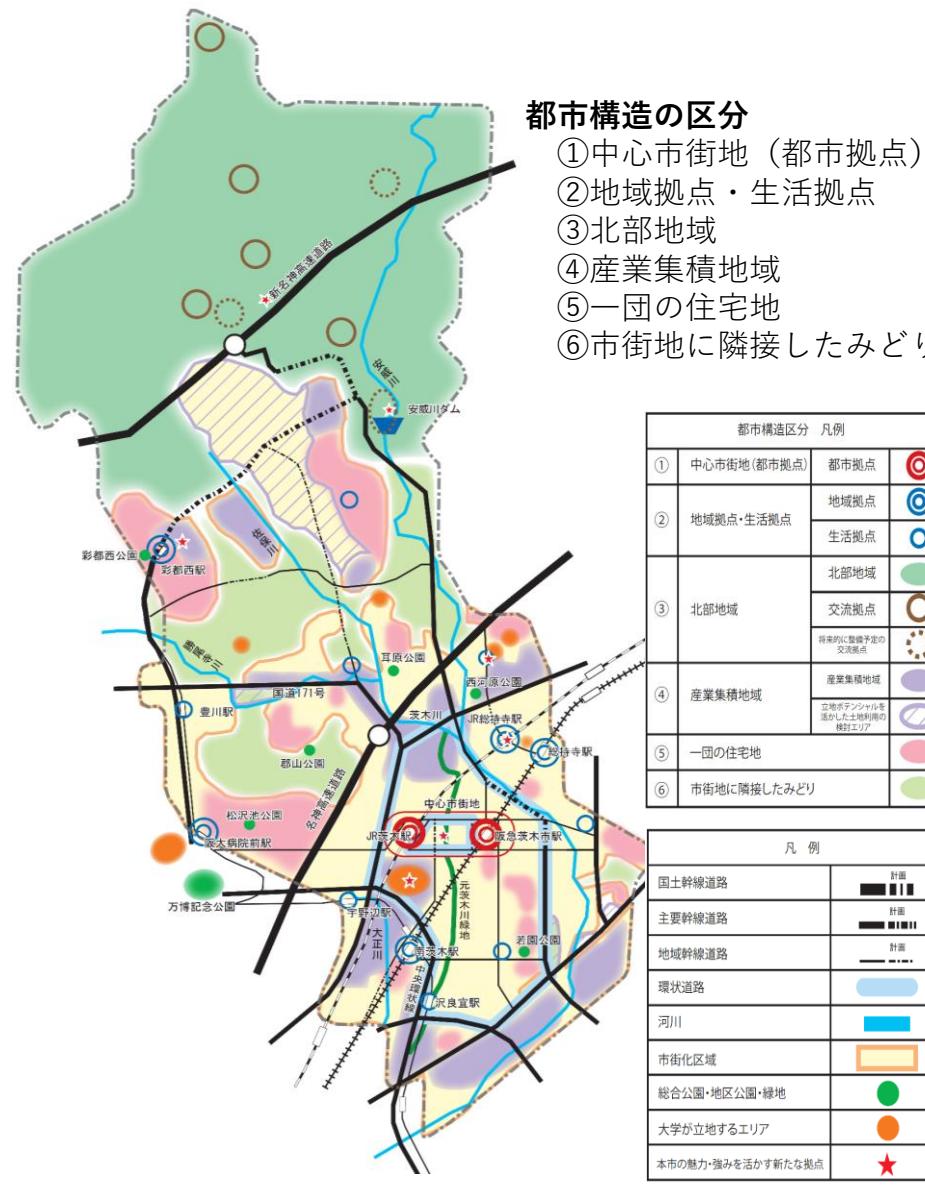
☑全体構想と地域別構想の体系の明確化

- ・現行計画で不十分な「各拠点・エリア」の特色を活かしたまちづくりの方向性を明確にする。

現行

○都市構造と都市構造の区分

- ・特色に応じた都市構造の区分ごとに施策展開方針を記載している



改定案

○都市構造（更新）

- ・都市の骨格となる軸、拠点、土地利用ゾーニング（区分）を示す

都市構造図 (今後更新)

- ・道路、鉄道軸
- ・河川、緑軸
- ・土地利用ゾーニング
- ・都市、地域、生活各拠点



参考

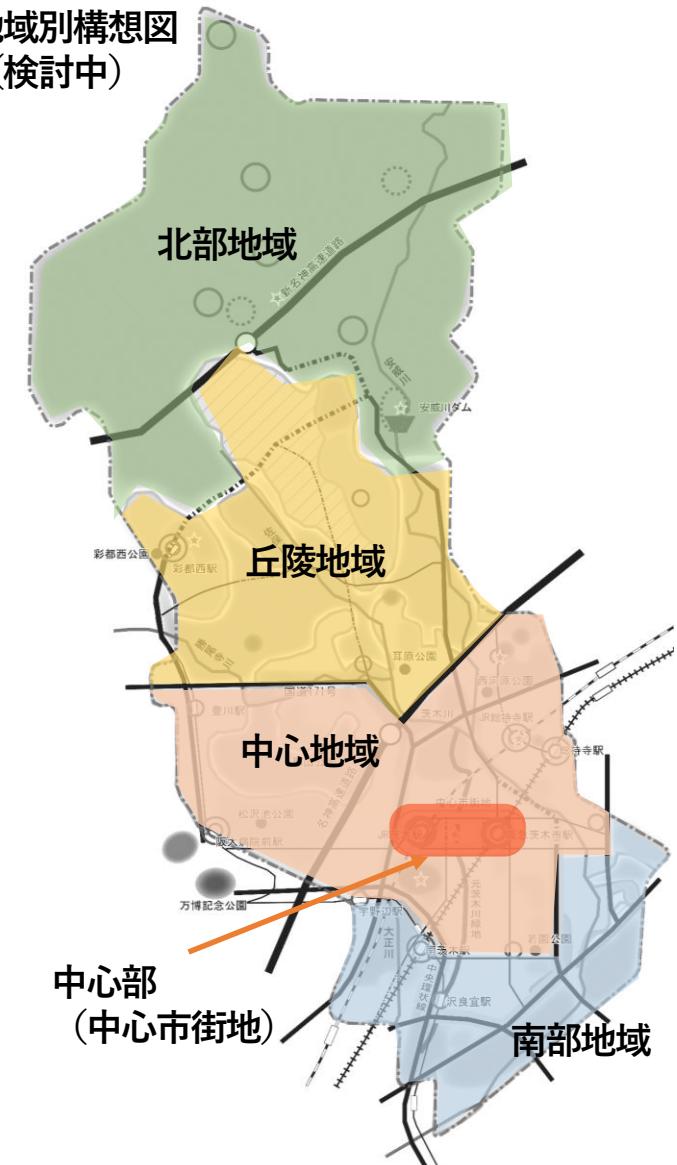
- ・立地適正化計画における施設配置



○地域別構想（3章に追加）

- ・地形や土地利用の特徴等により区分し、その特徴に応じた施策展開方針を記載する

地域別構想図 (検討中)



■ 2章 全体構想 都市づくりプラン

総合計画と立地適正化計画・関連計画の策定等への対応

立地適正化計画と関連分野の計画の位置づけ・反映

- 前回改定以降に策定した「立地適正化計画」やその間進んできた「関連分野の計画」の位置づけを明確化し、他分野との連携を前提に都市計画分野のマスター プランとして整理する。

現行

○都市づくりプラン

- 都市計画、都市整備の方針のほか、関連分野に関しても取組レベルまで記載されている。

① 広域的な機能とネットワークを担う**都市基盤施設等の整備**を進める

② 無秩序な開発を抑制し、**計画的な市街地整備**を進める

③ **既存ストック**の有効活用を進める

④ 暮らしの**安全・安心**を確保する

⑤ 良好でうるおいのある**住環境の形成**を進める

⑥ 多様な暮らしを支える**住宅**をつくり、住み継ぐ

⑦ 都市の活力を高める**産業**を創り、守り育てる

⑧ 暮らしを支える「**拠点**」を活性化する

⑨ **憩いと癒しの空間**を守り、つくる

⑩ まちの資源を活かした個性ある**景観**の形成を進める

⑪ 地域と暮らしを支える**交通システム**を構築する

⑫ 人と**環境**にやさしい都市づくりを進める

⑬ **市民・民間**によるまちづくりを進める

改定案

○都市づくりプランの再編・明確化

- 現行計画策定後、関連計画の策定が進んできたことから、都市マスでは方針を示し、各計画との関係性を明確にした上で詳細は関連計画に委ねる形にする

関連分野の計画

都市づくりプラン

プラン名は現行計画を踏まえ、今後検討

土地利用

・都市計画決定、変更の方針を記載

都市整備

公共施設マネジメント基本方針
空家等対策計画

・都市ストックや公共施設マネジメントの方針が明確になったため、関連計画に委ねる。

地域防災計画
国土強靭化計画

都市防災

・防災指針を踏まえ、都市防災の方針を記載。詳細は関連計画へ。

居住マスター プラン
(住生活基本計画)

居住

・居住や住宅、ストック(空家・耐震)の方針を記載。詳細は関連計画へ。

産業振興アクションプラン

・産業関連の「土地利用」「都市整備」で記載。
・都市構造や地域別構想に反映。

中心市街地活性化基本計画

・拠点関連の「土地利用」「都市整備」で記載。
・都市構造や地域別構想に反映。

緑の基本計画

・緑、環境の方針を記載し、詳細は関連計画へ。
・北部地域は地域別構想に反映。

景観計画

・景観の方針を記載。詳細は関連計画へ。

総合交通戦略

・交通の方針を記載。詳細は関連計画へ。

環境基本計画
地球温暖化対策計画

・第4章都市づくり・まちづくりの進め方に記載

立地適正化計画

4.全体構成案

立地適正

本日議論いただきたいところ

- ☑防災指針の検討状況 を提示
- 主に災害リスクの確認や課題整理についてご意見をいただき、素案に反映していく。

□全体構成案（立地適正化計画）目次

現行計画の改定箇所

1章 はじめに

- 1.計画策定の背景と目的
- ～
- 6.計画期間（目標年次）

2章 本市の現況・特性・課題

- 1.人口
- 2.都市計画
- 3.都市機能
- 4.交通
- 5.自然資源
- 6.住宅及び地価
- 7.産業（中心市街地の商業）
- 8.災害リスク**
- 9.市民の生活行動、市民ニーズ・評価
(市民アンケート調査結果より)
- 10.本市の現況・特性・課題のまとめ

3章 誘導区域及び誘導施設

- 1.立地適正化計画が目指す都市の将来像
- 2.立地適正化計画における基本方針
- 3.防災指針（新規追加）**

4章 誘導区域及び誘導施設

- 1.誘導区域・誘導施設の基本的考え方
- 2.居住誘導区域の設定
- 3.都市機能誘導区域の設定**
- 4.誘導施設の設定**
- 5.誘導施策**

5章 計画の評価と進行管理

- 1.計画の評価・見直しの方法
- 2.施策の達成状況に関する指標

反映点

○時点修正

○現況データの時点修正

- ・人口データや施設立地状況を時点更新
徒歩圏のカバー状況等の確認

○災害リスクの確認

- ・現行計画に記載した内容に加え、
防災指針の作成に向けた災害リスクの整理
を行う

○防災指針の検討

- ・災害リスクを踏まえた課題抽出

- ・課題を踏まえた取組方針
- ・具体的な取組内容

○防災指針を踏まえた誘導区域の検証

○都市機能誘導施設・施策の追加、検証

- ・現状の都市機能誘導施設の事業進捗を
踏まえた更新や新たに追加する施設の検討
- ・誘導施策の検証

○指標の確認

中間見直しのポイント

■今回提示する内容

○防災指針の検討

（災害リスク、課題抽出）

■次回以降提示予定

○防災指針の検討

（取組方針、取組）

○誘導区域・施設・施策の

検証

立地適正

5.防災指針の検討

□防災指針とは

○背景

- ・近年、水災害が頻発化・激甚化
- ・2020年（令和2年）6月の都市再生特別措置法の改正により立地適正化計画での「防災指針の作成」が義務付けられた

○防災指針の定義

- ・居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保に関する指針で、当該指針に基づく具体的な取組と併せて、立地適正化計画に定めるもの

○作成の目的

- ・コンパクトで安全なまちづくりを推進するため、災害リスクの回避・低減のための方針や対策を位置づけ、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むために作成する

検討のポイント

国の考え方（都市計画運用指針・立地適正化計画の手引き）をもとに作成

○「水災害」を対象にした防災の指針と具体的な取組を示す

〔水災害＝洪水、内水（雨水出水）、津波、高潮、土砂災害〕

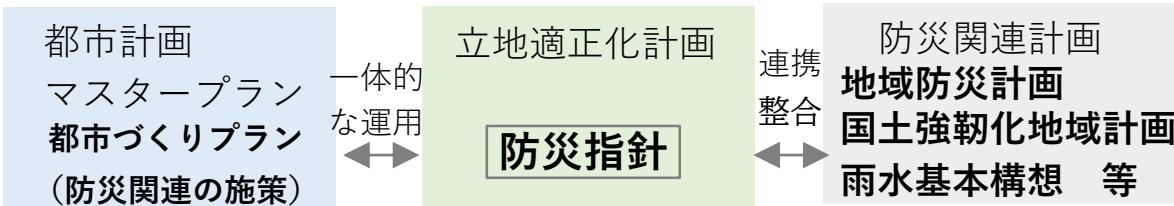
- ・水災害による浸水エリアは広範囲に及び、既に市街地を形成されていることが多いことから、居住誘導区域からすべて除くことは現実的に困難であることも想定される。このため、災害リスクを回避・低減させるため、防災・減災対策を計画的に実施する必要がある

- ・災害リスクを踏まえた課題を整理した上で、居住誘導区域の設定の考え方と、災害リスクを回避・低減させるための防災・減災対策を検討

□位置づけ

○防災指針の位置づけ

- ・防災関連計画の連携、整合を図るとともに、都市計画マスター・プランの防災関連の施策と一体的な運用を行う



□検討フロー

④今回示す内容

STEP 1 対象リスクの抽出・整理

- ・対象とする災害
- ・災害リスクと居住誘導区域設定の考え方
- ・前提条件とリスク評価の視点

STEP 2 災害リスクの確認

- ・洪水 浸水想定区域・浸水深（1/100、1/1000）
浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域
- ・内水（雨水出水） 浸水想定区域・浸水深

STEP 3 災害リスクに関する課題の整理

- ・災害リスクに関する課題の整理（対応の方向性）

STEP 4 課題を踏まえた取組方針の検討

STEP 5 具体的な取組の検討

□対象とする災害

○対象とする災害

- 「水災害」のうち、本市で被害想定のない「津波」「高潮」を除き、「洪水」「内水（雨水出水）」「土砂災害」を対象

○災害リスクの抽出・整理

洪水（シミュレーション条件）

- 浸水想定区域、浸水深

安威川ダム整備後の

計画規模（1/100）

想定最大規模（1/1000）

- 浸水継続時間

家屋倒壊等氾濫想定区域

安威川ダム整備前の

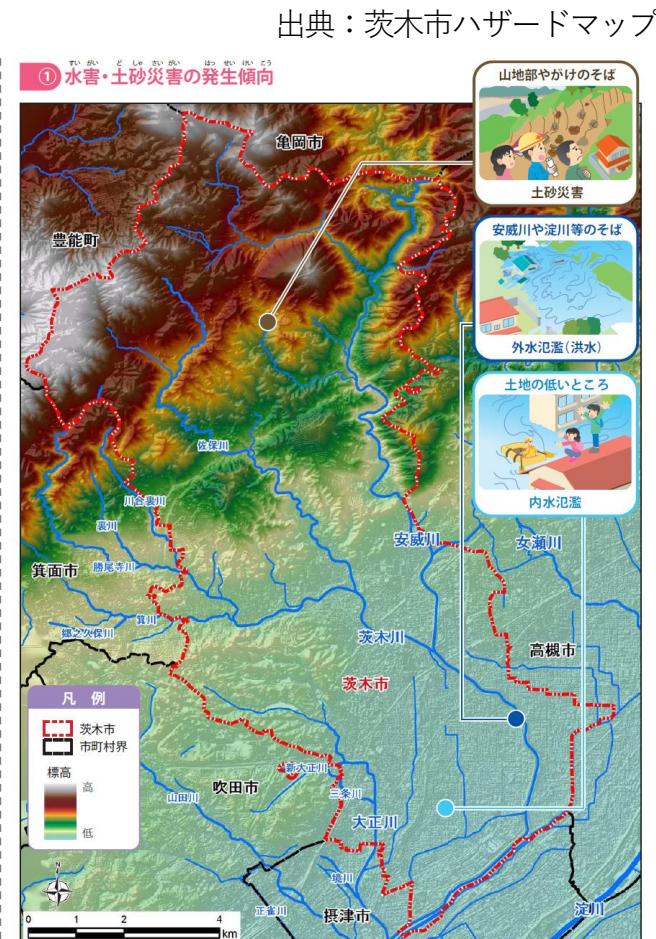
想定最大規模（1/1000）

対象となる河川流域

- 安威川等流域
(茨木川、大正川、佐保川、勝尾寺川等の河川含む)
- 淀川流域
- 女瀬川流域

内水（雨水出水）

- 浸水想定区域、浸水深



シミュレーションの前提
過去に他地域で起こった
最大規模の降雨（146.5mm/h）

土砂災害 → 現行計画にて確認済

- | | |
|-------------|-----------------|
| ・土砂災害特別警戒区域 | ・土砂災害警戒区域 |
| ・急傾斜地崩危険区域 | ・地すべり防止区域（対象なし） |

※大規模盛土造成地は、現在国のガイドライン等に基づき調査中

□災害リスクと居住誘導区域設定の考え方

○現行計画における考え方

茨木市立地適正化計画 P60

【市街化区域内で居住誘導区域から除外する区域】

○急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所

- 大雨時等に土砂災害の危険性の高い区域^{※1}であるため。

※1：大雨時等に浸水被害のおそれのある区域については、計画的な河川整備や、事前の避難が可能なよう降雨・河川水位の観測体制の構築を進めるほか、洪水・内水ハザードマップの配布や防災訓練、出前講座等により防災情報を土地・建物の所有者や居住者等に対し周知するなど、災害リスクへの意識向上や災害への備えの充実などに努めることを前提に、居住誘導区域に含めます。

そのため、大雨時等に浸水被害のおそれのある区域での居住等を検討または維持する場合は、一定のリスクを認識するとともに災害への適切な備えが求められます。

【国の考え方】

出典：都市計画運用指針、立地適正化計画の手引き

レッドゾーン

→住宅等の建築や開発行為等の規制あり

イエローゾーン

→建築や開発行為等の規制ではなく、区域内の警戒避難体制の整備等を求めている

→原則含まないこととすべき

- 土砂災害特別警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険区域

→総合的に勘案し、適切でないと判断される場合は、原則して含まないこととすべき

- 土砂災害警戒区域
- 浸水想定区域

国の方針を踏まえた現行計画における本市の考え方

○土砂災害のリスクが高い区域は、区域から除外

○洪水による浸水被害のおそれのある区域は、災害リスク低減の取組を前提に区域に含める

現行計画の考え方を前提に、対象となる水災害（洪水、内水）の災害リスクの整理を行い、区域設定の考え方を整理する

□洪水 前提条件とリスク評価の視点

前提条件

○安威川ダムの概要

- 建設の目的

洪水調整機能

概ね100年に1回程度 (時間雨量80mm程度)

の大雨で想定される市街地の被害を防ぐ

流水の正常な機能の維持

下流河川への環境改善

- 建設の経過

昭和42年の北摂豪雨を契機に建設計画が立案される

出典：大阪府安威川ダム事務所ホームページ

茨木市ハザードマップ

北摂豪雨

○昭和42年7月8日～12日 発生

○総雨量248.5mm (最大時間雨量60mm)

○全壊家屋10戸、床上浸水1892戸

○橋梁流出・一部破損18か所



千歳橋の橋脚破損(茨木市戸伏町) 漫水状況(茨木市沢良宜)



漫水状況(摂津市鳥飼中)



・近年の大雨における安威川の状況

安威川ダムの完成を前提とした河川改修が完了している近年においても、大雨で水位が高くなることがあり、ダムによる洪水調整が期待される。



平成26年8月9～10日 台風11号

雨量概要
総雨量：274mm (見山雨量観測所)
日雨量：133mm (5年に一度の雨量に相当)
時間最大：48mm (5年に一度の雨量に相当)
※確率年は三島地域全体に降った場合

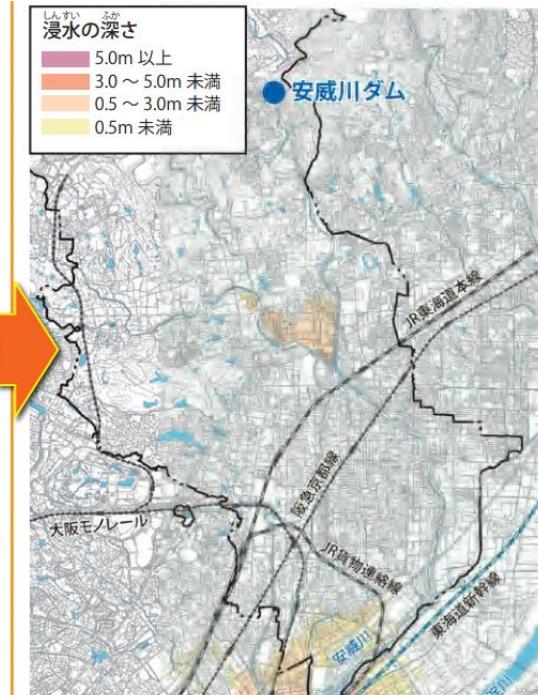
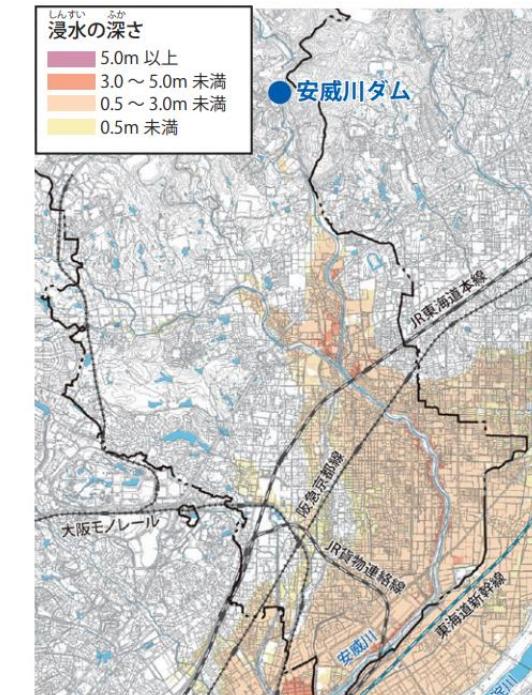


○安威川ダムの整備効果（令和5年度中供用開始予定）

・令和4年9月より試験湛水開始

・**100年に1回の大雨で想定される被害** (洪水氾濫面積23.6km²、浸水家屋約6万8千戸等) を防ぎ、市街地やインフラを守る

安威川ダム整備前



安威川ダム整備後

□洪水 前提条件とリスク評価の視点

前提条件（つづき）

○想定する降雨の規模（発生確率）

- ・計画規模（100年に1回 1/100）

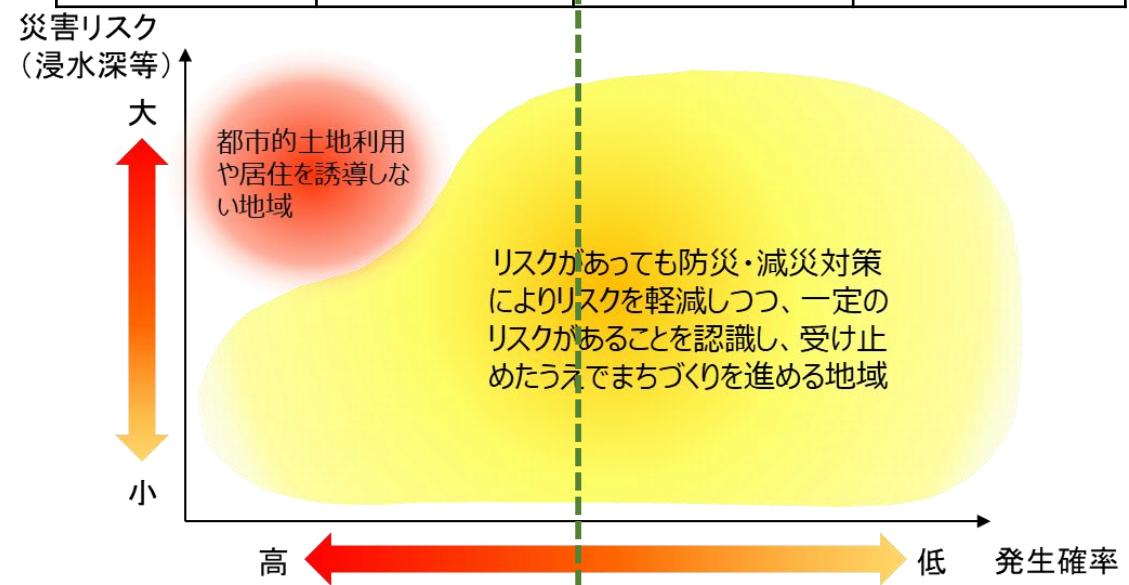
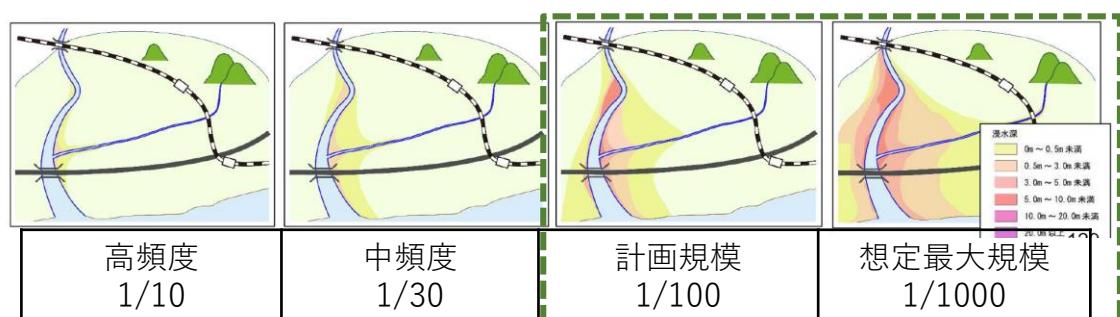
河川整備の基本となる降雨の規模

→前提条件：安威川流域 247mm（24時間雨量）

- ・想定最大規模（1000年に1回 1/1000）

現時点で想定される最大規模の降雨

→前提条件：安威川流域 776mm（24時間雨量）



安威川ダムの整備効果を踏まえ、

- ・計画規模（100年に1回）以上の降雨を対象に整理

- ・発生確率が低い災害リスクであることを前提に対策を検討

出典：茨木市ハザードマップ

・立地適正化計画の手引き

・大阪府域における水災害リスクを踏まえた居住誘導区域設定の目安案

リスク評価の視点

○「浸水深」と人的被害のリスク

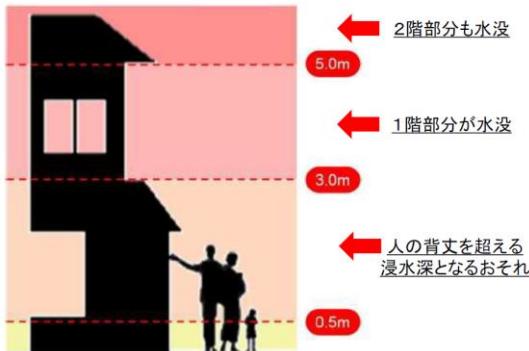
- ・2階が水没 浸水深 5m

- ・2階床下 浸水深 3m

► 2階への垂直避難を想定し、
浸水深3mを目安に分析

※ダム整備の効果を見るため、
整備前後の1/100と1/1000で確認

出典：立地適正化計画の手引き
茨木市ハザードマップ



○「浸水継続時間」と避難生活環境

- ・各家庭の食料等の備蓄は、3日分以内が多い

► 3日以上孤立すると健康被害の発生の恐れ
浸水継続時間 72時間（3日）を目安に分析

※ハザードマップに掲載の

ダム整備前の1/1000で確認

→ダム整備後の作図時期

が未定のため、

想定される最大の
リスクとして把握



Q あなたの老家では、何日分の飲料水を備蓄していますか。
ご家族ひとり1日あたり3リットルで計算してください。



出典：水害の被害指標分析の手引き（H25 試行版）

○「氾濫流・河岸侵食による家屋倒壊」のリスク

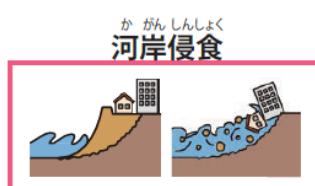
- ・堤防決壊を伴い、家屋の倒壊や流出が想定される

► 河川沿いの状況を確認

※ハザードマップに掲載の

ダム整備前の1/1000で確認

→想定される最大の
リスクとして把握



流速が速いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります。

地面が削られた家屋は建物ごと崩落するおそれがあります。

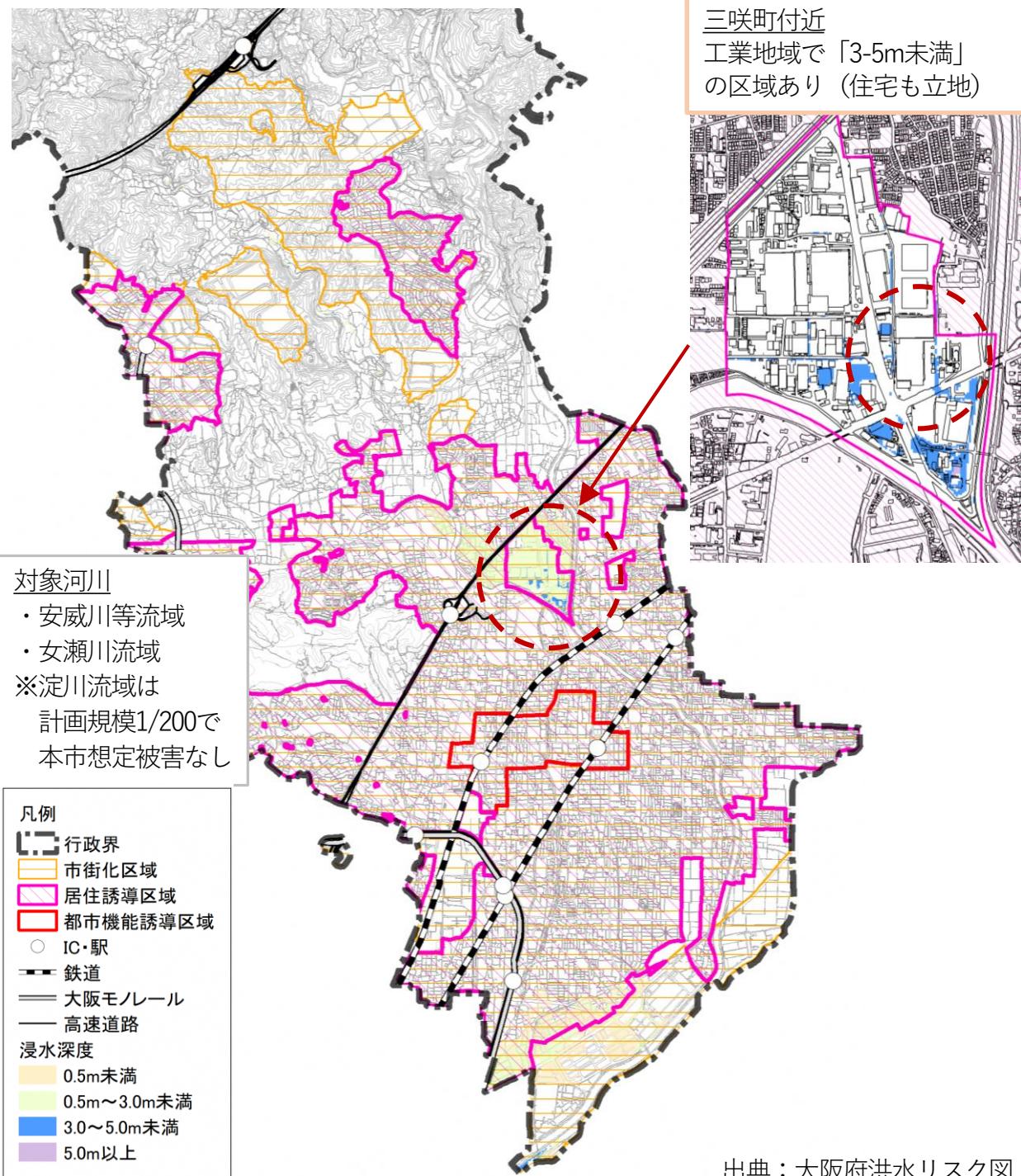
□ 災害リスクの確認 洪水

○ 浸水想定区域・浸水深 計画規模（100年に1回）

- 安威川ダム整備により、浸水想定区域は大幅に減少。「3-5m未満」の区域が居住誘導区域内にわずかに見られる。

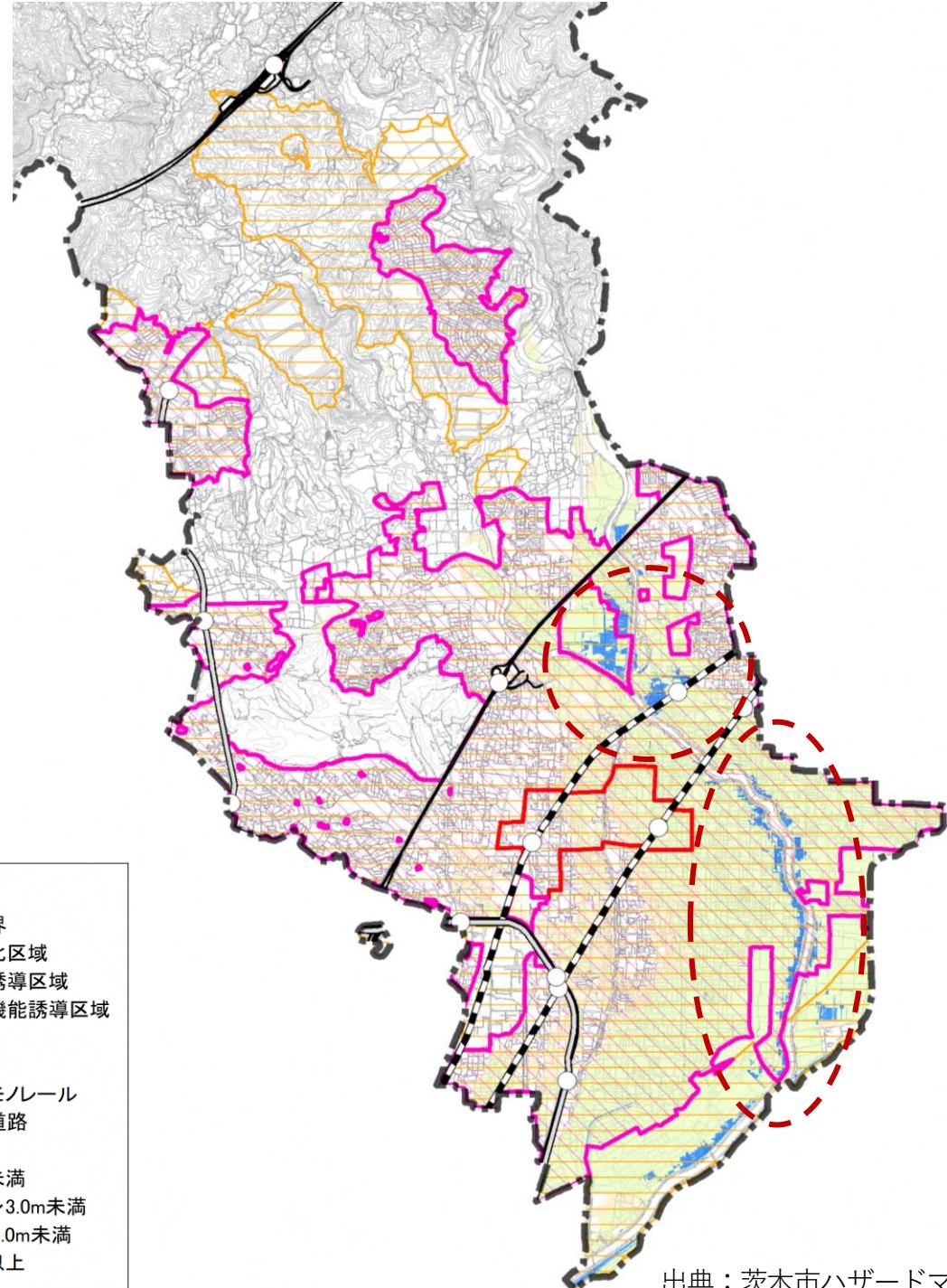
安威川ダム整備後

- 「3-5m未満」の区域がわずかに見られ、住宅（居住誘導区域内）の立地も見られる



参考 ダム整備前

- 名神高速道路以南の安威川沿いに「3-5m」未満の区域が見られる



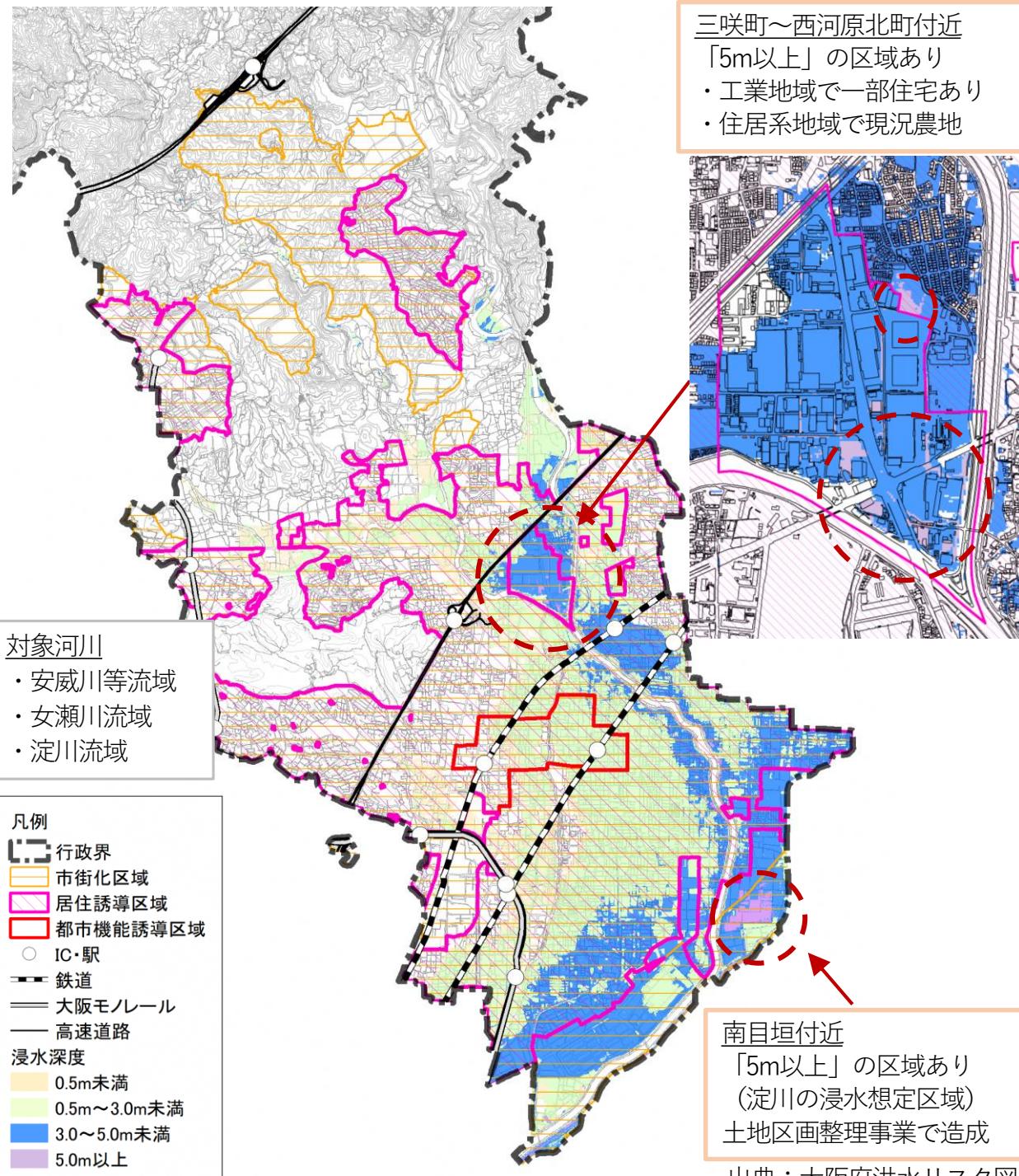
□災害リスクの確認 洪水

○浸水想定区域・浸水深 想定最大規模（1000年に1回）

- 居住誘導区域内に「3-5m未満」の区域が安威川沿いに見られる。
- 「5m以上」の区域もわずかにあり、垂直避難の観点から、居住誘導区域内の「5m以上」のエリアについて検討が必要。

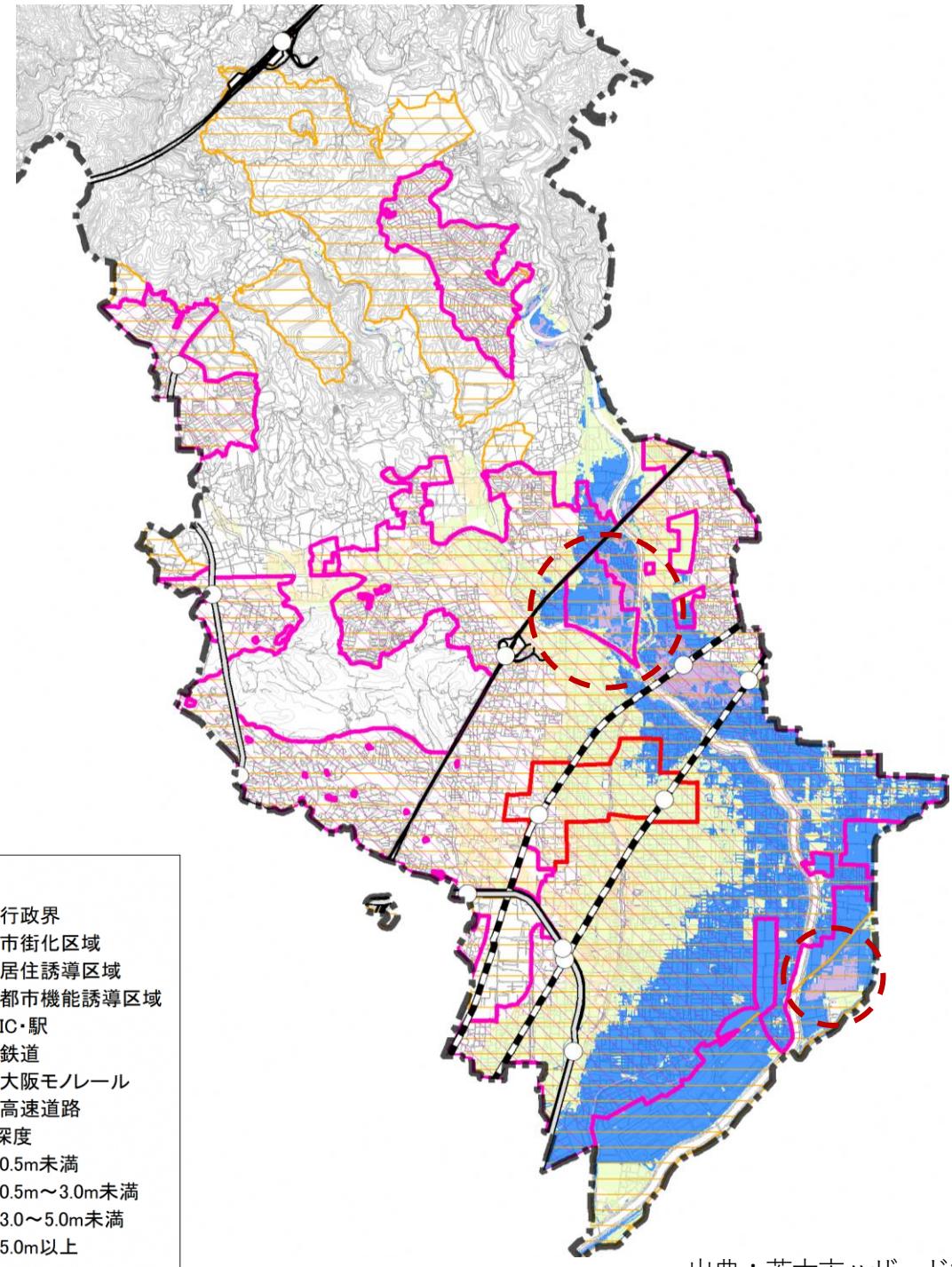
安威川ダム整備後

- 「5m未満」は減少、「5m以上」も一部解消
- 居住誘導区域内にわずかに「5m以上」がある



参考 ダム整備前

- 市街地の大部分は「3m未満」
- 安威川沿いに「3-5m未満」「5m以上」が分布



□ 災害リスクの確認 洪水

○ 浸水継続時間 想定最大規模（1000年に1回）

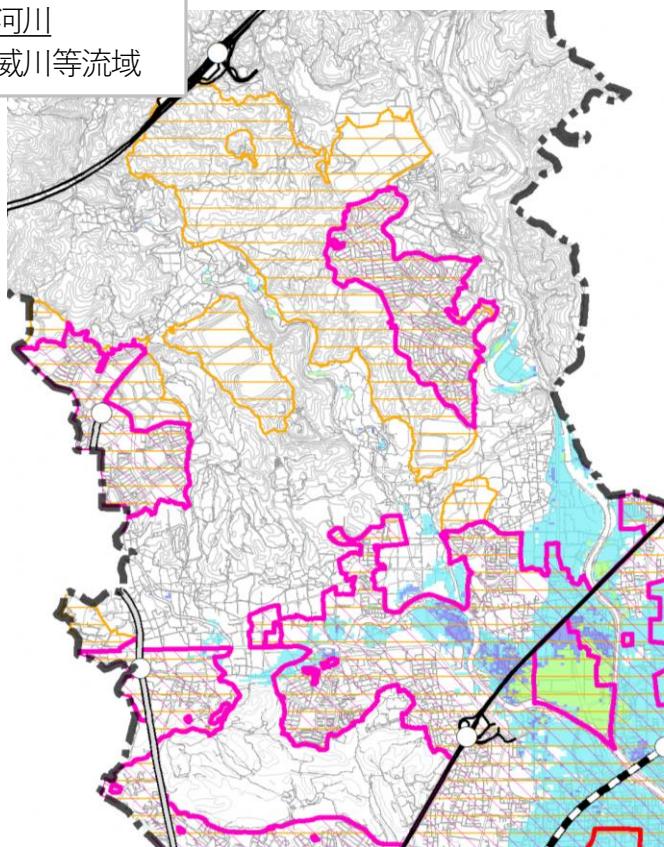
- 居住誘導区域内にわずかに「168時間以上」が見られる。

浸水継続時間
(ダム整備前)

- 安威川の浸水リスクでは、「72時間以上」
- 淀川の浸水リスクでは、「168時間以上」
- の区域が居住誘導区域内にわずかに見られる

対象河川

- 安威川等流域



凡例

行政界

市街化区域

居住誘導区域

都市機能誘導区域

IC・駅

鉄道

大阪モノレール

高速道路

浸水継続時間

336時間以上672時間未満

168時間以上336時間未満

72時間以上168時間未満

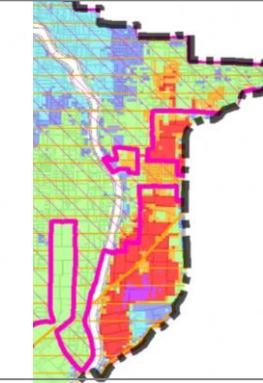
24時間以上72時間未満

12時間以上24時間未満

12時間未満

対象河川

- さらに淀川流域を重ねたもの



安威川東側の区域（拡大図）

居住誘導区域内にわずかに
「168時間以上」の区域が分布
→淀川流域は計画規模1/200で
被害想定なし

安威川東側の区域

居住誘導区域内にわずかに
「72時間以上」の区域が分布

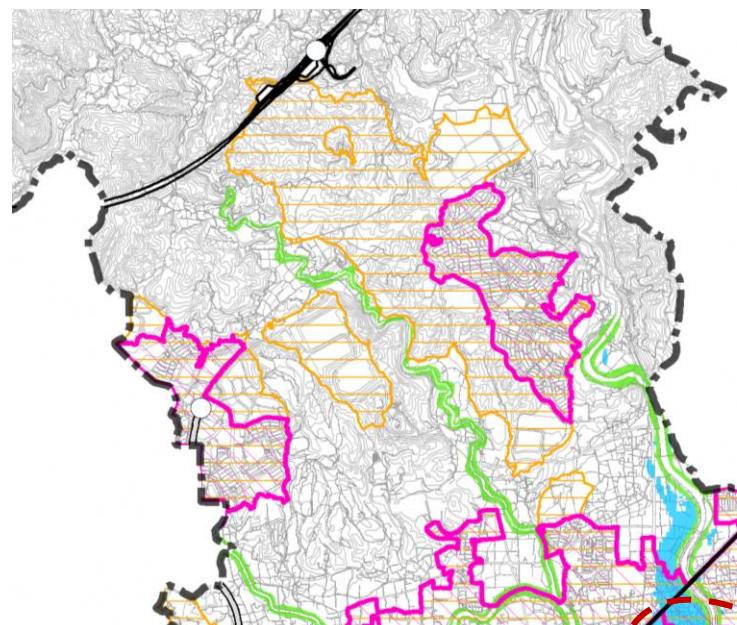
出典：茨木市ハザードマップ

○ 家屋倒壊等氾濫想定区域 想定最大規模（1000年に1回）

- 安威川沿いに「氾濫流」「河岸侵食」が見られる。

家屋倒壊等氾濫想定
区域（ダム整備前）

- 河岸侵食は、河川沿いに分布
- 氾濫流は、東部から南部にかけて分布



対象河川

- 安威川等流域

・女瀬川流域

・淀川流域

は被害想定なし

凡例

行政界

市街化区域

居住誘導区域

都市機能誘導区域

IC・駅

鉄道

大阪モノレール

高速道路

氾濫流

河岸侵食

出典：茨木市ハザードマップ

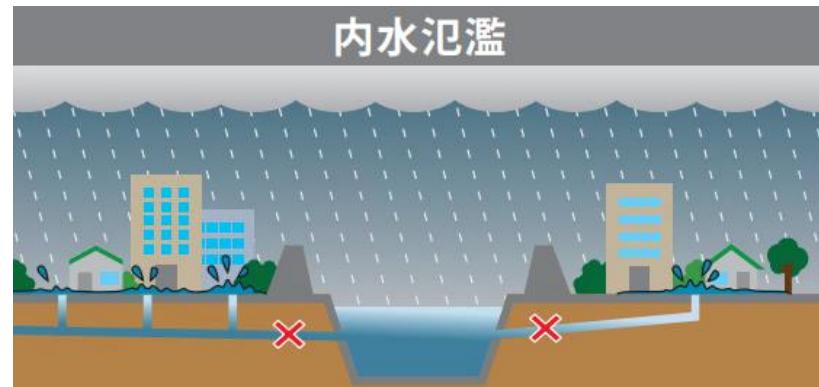
□内水 前提条件とリスク評価の視点

前提条件

出典：茨木市ハザードマップ

○内水氾濫とは

- 堤防から水があふれなくても、河川の水位の上昇や多量の降雨により、河川外への市街地の排水が困難となり浸水すること。
- 土地の低いところで発生する可能性がある。

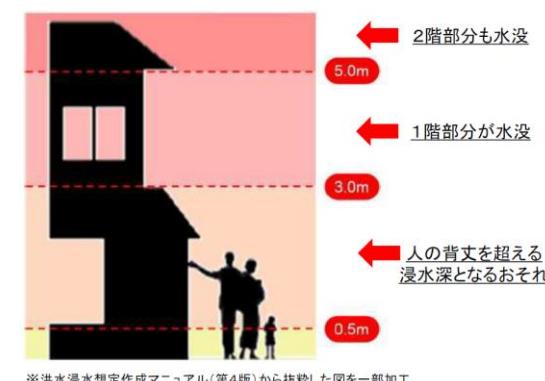


○内水氾濫の想定（シミュレーション）

- 市全域で最大1時間雨量 146.5mm
(過去に発生した最大規模の大雨：2008年岡崎豪雨)

リスク評価の視点

➤垂直避難可能な
浸水深3m以上
を目安にリスクを確認



※洪水浸水想定作成マニュアル(第4版)から抜粋した図を一部加工

- 浸水深3m以上を目安にリスクを確認
- 内水による浸水は短時間の集中的な豪雨による一時的なものであることを前提に対策を検討

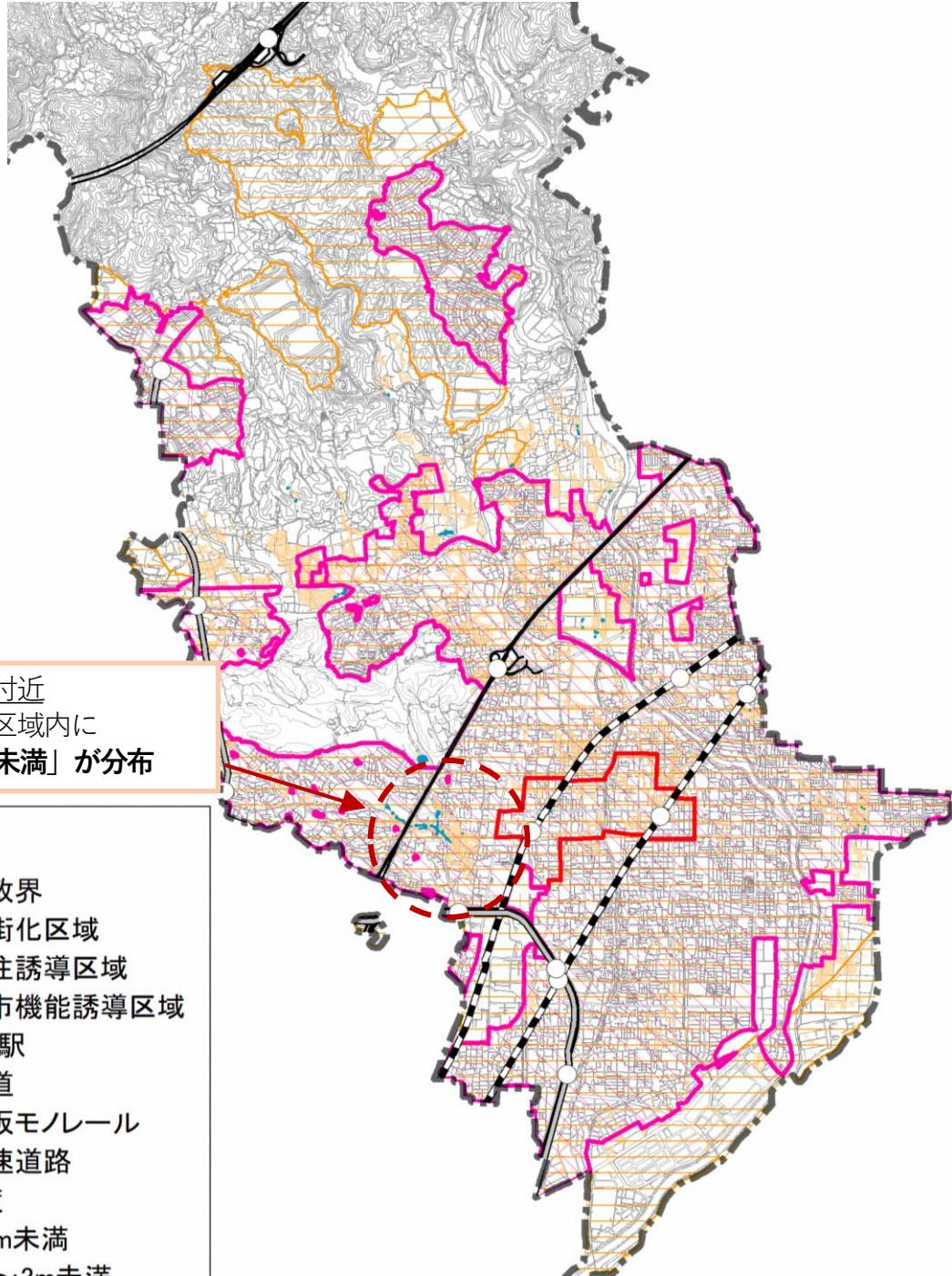
□災害リスクの確認 内水

○浸水想定区域・浸水深 最大規模の大雨 (146.5mm)

- 居住誘導区域内に浸水深「3m以上」の区域は見られない

浸水想定区域 内水

- 居住誘導区域内に「0.5m未満」の区域が分布
- 一部、「0.5-3m未満」の区域も見られる



出典：茨木市ハザードマップ

□ 災害リスクに関する課題と対応の方向性

項目	災害リスクと評価の視点	主な課題	対応の方向性
洪水	浸水想定区域・浸水深 ○垂直避難可能かどうか ▶浸水深3m以上を目安	○計画規模（100年に1回 1/100） ・安威川ダムの整備により、浸水想定区域は大幅に減少。 浸水深「3m以上」の区域はごくわずかで大きなリスクは見られない。 ・三咲町付近（工業地域）にわずかに「3m以上」の区域が見られ、 住宅の立地が見られる。 工業地域は原則居住誘導区域外であるが、住宅は、居住誘導区域として取り扱うこととしており、対応の検討が必要。	<u>居住誘導区域の設定に関する考え方</u>
		○想定最大規模（1000年に1回 1/1000） ・「3-5m以上」の区域が見られるが発生確率の低い浸水リスクであることから、居住制限を伴うハード対策は現実的ではなく、災害リスク（浸水深等）に応じたソフト対策の検討が必要。 ・三咲町～南耳原付近にわずかに「5m以上」の区域が見られ、 工業地域内に一部住宅の立地と住居系地域に農地が見られる。 工業地域は原則居住誘導区域外であるが、住宅は、居住誘導区域として取り扱うこととしており、対応の検討が必要。 (農地については、土地利用時に一定の嵩上げも可能と考えられる)	<u>対応方針・取組の考え方</u>
	浸水継続時間 ○災害の長期化は ▶72時間（3日）を目安	○想定最大規模（1000年に1回 1/1000）ダム整備前 ・居住誘導区域内にはわずかに「168時間以上」が見られる。 淀川流域の浸水想定によるもので、計画規模1/200で浸水被害想定がなく発生確率の低い浸水リスクであることから、災害リスクに応じたソフト面での対策（早期避難等）の検討が必要。	<u>○洪水</u> ・災害リスクの低減に向けた、取組の整理を行い、課題を踏まえた対策を検討する。
	家屋倒壊等氾濫想定区域 ○家屋倒壊の危険性は ▶河川沿いの状況を確認	○想定最大規模（1000年に1回 1/1000）ダム整備前 ・河川沿いを中心に見られる。発生確率の低い浸水リスクであるが、垂直避難が困難である可能性が高いことから、災害リスクに応じたソフト面での対策（早期避難等）を検討する必要がある。	<u>○内水</u> ・災害リスクの低減に向けた、雨水関連の取組の整理を行い、対策を検討する。
内水（雨水出水）	浸水想定区域・浸水深 ○垂直避難可能かどうか ▶浸水深3m以上を目安	○最大規模の大雨（146.5mm） ・居住誘導区域内に浸水深「3m以上」の区域は見られない。 居住誘導区域内の南春日丘付近で「0.5-3m未満」の区域が見られることから、雨水対策を検討する必要がある。	

STEP 4 課題を踏まえた対応方針の検討
STEP 5 具体的な取組を検討

本日のご議論等を踏まえ、庁内関係課との調整や都計審（7月頃）での議論を行い、次回常務委員会（10月頃）で提示予定